

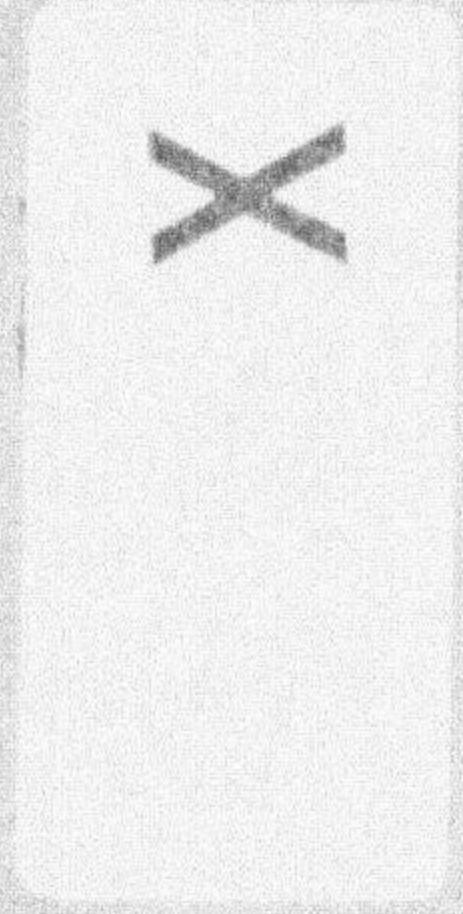
始



特

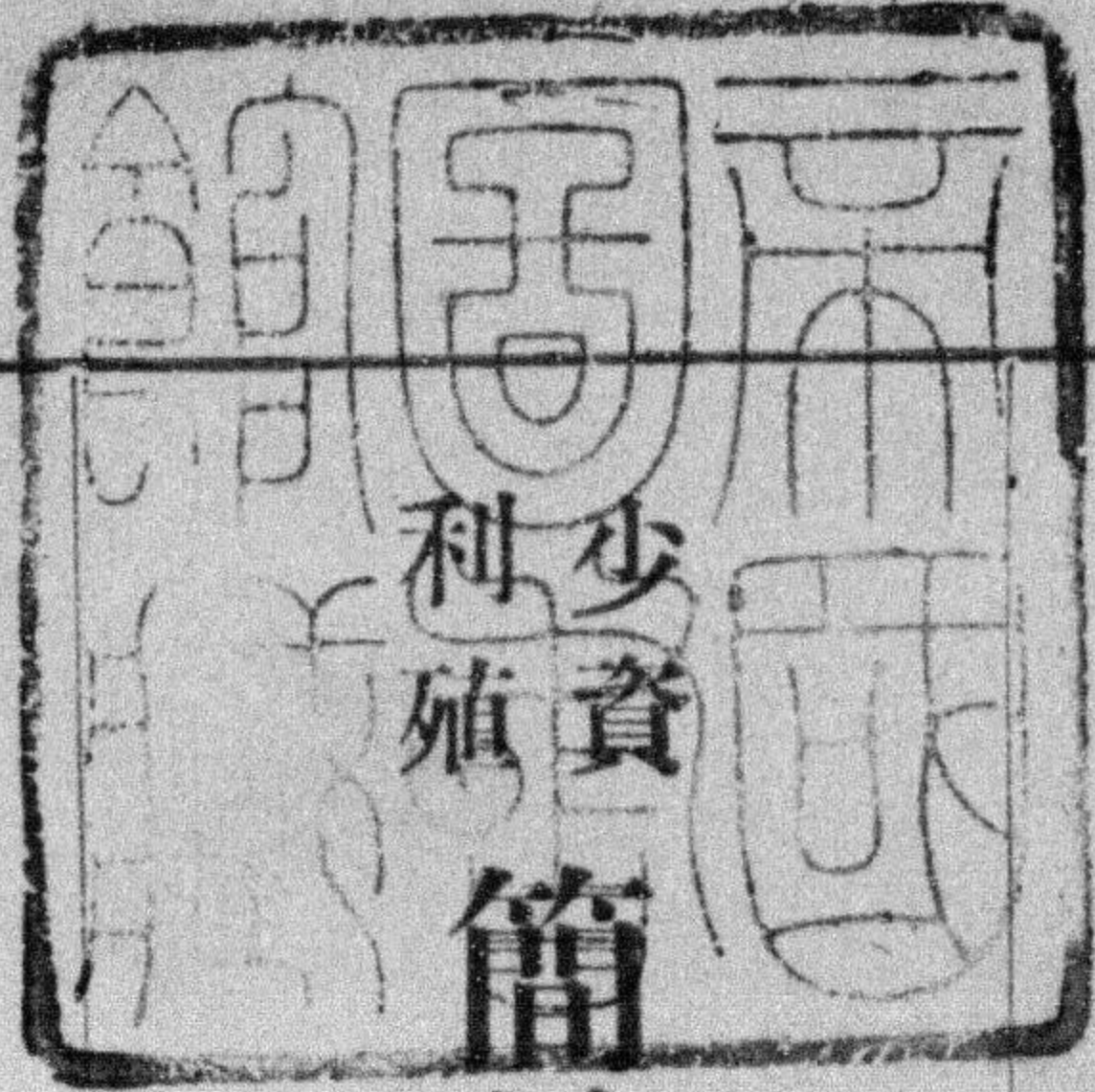
X
複写

大村清友述
資盤簡易出版業始の顧問問
小3金けしたる条



詩

持104
44



案文社々主

大村清友述

少資
利殖

簡易出版業開始之顧問

東京
案文社發行

大正
11. 2. 18
内交

主々社文案

友清村大

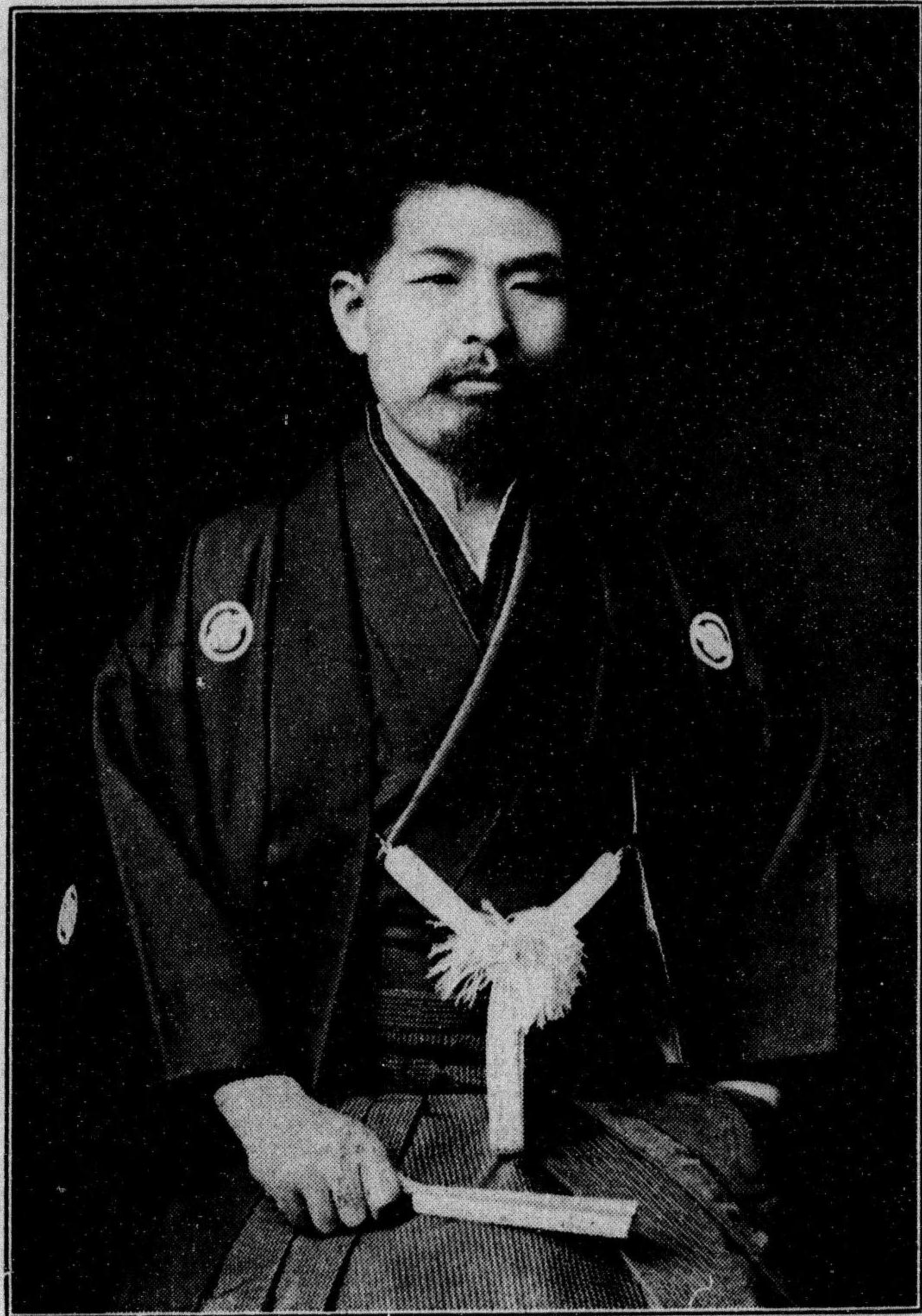
- 一 諸君、予は出版業唯一最好利殖論の宣傳者なり。
- 二 諸君子は自らも出版し本年内に貳拾萬圓を贏ち得る事を誓ふ。
- 三 此の寫眞に依り、小生の人相御熟覽の上にて信用し得べき人物なりと御思召さるゝ諸賢に限り御出資可有之事。
- 四 聊かにては疑念若くは不信に思召さるゝ御方の出資は斷然拒絕可致事。

主 文 業

大 林 常 次

可 達 事。

- 一 常 次、予 出 遊 業 界 一 般 後 味 旅 館 の 宣 報 書 也。
- 二 常 次、予 自 己 出 遊 本 半 内 の 友 伴 萬 國 之 寫 眞 等 事 也。
- 三 此 の 寫 眞 之 類、小 生 の 人 味 味 旅 館 の 上 列 之 旨 由 之 併 へ 人 味 味 旅 館 之 旨 也。
- 四 常 次、予 之 親 念 甚 しく 不 計 之 思 存 也、常 次 の 出 資 也 諸 君 等 之 旨 也。



はしがき

予學窓を出で、茲に拾有餘星霜、拮据黽々編輯及び著述の業に従事し、此の間編輯若くは著作したる出版物の數は實に壹百有餘種の多きに上り、之が爲め著作業者としての予が氏名は斯業を經營せんとする特志家の知るところとなり、斯くて書を寄せて或は起業の計畫を囑託し來るもの、或は出版物の考案を依頼し來るもの、或は千里の山河を遠しとせず、態々上京して、親しく予が指導を受けて出版業開始の準備を爲さんとするもの等近時益々多きを加ふるに至れり。

然るに予今や現に多數出版業者の爲めに顧問又は編輯長たるの外、更に自ら案文社を經營して賣文を業とせるが故に、一々之に應答するの暇なきを以て、本冊子を編述發行し、之に依つて出版業に關する大要を説明し、斯業を開始經營せんとする特志家の參考に資せんとせり。幸に本冊子にして是等特志家の爲めに聊にても裨益を與ふる

あらば予の光榮とするところなり。

尙終りに望みて一言するところあらんに、本冊子は辛酉の歳將に暮れなんとする匆忙の間に編述したるものなるが故に、極めて僅に斯采の大意を説くに止めたれば、近く講義録並に單行書として、之が詳細を説かんとす。乞ふ諒せられんことを。

案文社編輯室に於て

大正辛酉歲末

社主 大村清友しるす

目次

緒論	一
出版業とは何ぞや	二
出版業は誰にも出来る	三
出版業と著作業とは異なる	四
出版業は何處でも經營出来る	五
出版業はドノ位儲かるか	六
吾が案文社が諸君に讓渡する出版物	八
種目、讓渡金額、利益計算	八
曩に吾が案文社より讓渡を受けたる講義録出版業者の成績	三
講義録はドウシテ販賣するか	三

講義録發行權利物件讓受希望者は斯くせらるべし……………一八
 資金の不足なる諸君、又は自ら營業主たり得ざる者は斯くせらるべし……………一八
 匿名組合案文社出資規定及び申込規定は左の如し……………二〇
 尙吾が案文社には、幾多有望なる講義録發行の新計畫あり……………二四
 四分の一拂込の株に懲りたる御方に一言す……………二四
 出版業、特に講義録發行業には斯くの如き特長あり……………二五
 今後の新原稿買入れに就いては此の便宜法あり……………三三
 出版投資問答……………三四

小資 簡易出版業開始之顧問

案文社々主 大村 清 友 述

緒 論

世には一攫巨萬の富を握る近道は、株式又は米の定期買を爲すに限るかの如く鼓吹宣傳する者があり、世人の多くも亦然く信じてゐるやうであるが、這は大なる誤りであります。由來米や、株の定期買が利殖の安全且つ近道であると説く者は、巧に言を飾つて、其の實は、米や株の定期買唯一最好利殖論の主張を装ひ、株式や、米の定期買に關する講義録・書籍・新聞・通信・觀測・豫報等を發行すること、即ち出版事業を營むで、之に依つて大金儲をして居るのであります。賢明なる諸君は此の一事

二
に見るも、出版事業が株式及び米の定期買取りよりも、如何に安全な、如何に有利な、金銭の利得、又は利殖の道であるか、御判断出来るのであります。又毎日發行せらるる、全國幾百種、幾千萬枚の新聞紙が、講義録・書籍・雜誌等の廣告で、廣告面の殆んど全部を埋め切つて居る事實に徴して見ましても、出版事業が、如何に安全確實有利なる金銭利得法、又は利殖法であるか、判断出来るのであります。是れ予が、諸君に此の時代文化に伴ふた、斯業を推薦せんとする所以であります。

出版業とは何ぞや

出版業と申しますると、書籍・講義録・雜誌等を發行し、販賣する事業で御座います。諸君がお讀みに成る、書籍なり、講義録なり、雜誌なりを發行して、之を販賣する者が、即ち出版業者であります。茲に諸君に向つてお薦め致しまするのは、此の出版業者にお成りになるやうにと申す譯なのであります。

出版業は誰にも出来る

書籍や、講義録、雜誌を發行して販賣することは餘程六ツカシイことで、學識の深い者でなければ、出来ないことのやうにも思へますが、斯く想ふのは大なる誤解ある素人考で御座います。決して開譯の者では無いのであります。書籍や雜誌や、講義録の發行販賣者、即ち出版業者として江湖に能く能られて居る博文館主、大橋新太郎氏や、實業之日本社主増田義一氏や、中學講義録發行者として知られて居る大日本國民中學會主幹河野正義氏や、元前帝國習字學會主故貞金近松氏や、其他有りと凡ゆる堂々たる出版業者は、決して別段に學者と云ふべき人では無く、唯單に普通の一人たるに過ぎない人であります。

それで出版業と云ふものは、誰にでも出来る商賣でございまして、敢て高い見識や深い學問のあることを必要としないのであります。

出版業と著作業とは異なる

素人の御方は、動や兎もすれば、出版業と著作業とを混同致しますが、之は大なる間違で御座います。全く事業の性質を異にするので御座います。抑々出版業と申しますのは、前記したるが如く、書籍・講義録・雑誌等を発行して、販賣する事業で御座いますが、著作業と申しますのは、書籍・講義録・雑誌等の記述即ち原稿を作ることでありまして、之には卓越せる識見を有するか、相當の學問を要しますが、出版業者は是等著作業者の作つた原稿を買入れ、(別記案文社營業案内に示す如く、同社ではドンナ原稿でも賣つて居り、又註文に應じて作ります。)それを種として、出版するのでありますから、卓越せる識見、所定の學問等の有ることを必要としない理由なのであります。而して原稿代として著作者に支拂ふ料金は、一頁金四五拾錢位からして、金拾圓位なものであります。

出版業は何處でも經營出来る

出版業は東京か大阪でなければ出来ないやうに思ふ方も多々あるやうですが、それは誤解でありまして、片田舎の地に居つたからとて十分に出来るのであります。時新聞に廣告してありますが、攝津の或田舎では養雞の講義録を出して居る者があり、九州の鹿兒島邊では何か植民の雜誌か何か出して居り、その他の各地の田舎で色々の出版物を出して居る者が澤山にあります。又今日は交通機關が四通八達の世の中ですから、只名義上の發行所を東京に定め、振替口座番號所有者として出版業者自身が會計、特に入金元締を爲し、俸給で確實な事務員を抱へ、之に一切を處理せしめ、利益を收得すると云ふ方法にし、自己は唯に監督と大體の指揮とをすると云ふ風にすれば、更に一層妙なのであります。大成功疑なしであります。斯う致しまするのには、只の一回だけでよいのですから、出版業開始の際、一度上京なさるがよいので

六
あります。但し之とても案文社にお任せになれば、案文社々主たる予は責任を以て、
之が一切の事務を處理して差上ります。

出版業はドノ位儲かるか

然らば出版業はドノ位儲かるかと云ふに、随分大きく儲かるものでありまして、茲
に例を擧げて斯業者の内幕を發表するは、聊か御氣の毒に思ひますが、這は之が斯業
を開始せんとする者の、共に等しく知らんと欲するところでありまして、其の主要
を申し上げますが、前博文館主大橋佐平氏(先代)も、實業の日本社、増田義一氏も、帝
國習字學會主近松貞金氏も、大日本國民中學會主河野正義氏も、共に皆裸一貫の素寒
貧からして、何十萬乃至何百萬圓と云ふ巨財を擁する富豪と成つたもので御座いまし
で、其の他十萬圓乃至五十萬圓位の富を贏ち得た人々は、神田、本郷、淺草、京橋、
日本橋等の各區の出版業者には片端から有るので御座いまして、這間の消息は緒論に

も申し述べました通り、日々の新聞及び雑誌等の廣告面が、大部分書籍、講義録、雜
誌(雑誌も亦他の雑誌に廣告す)等の廣告記事で持ち切つて居るのに見ても、其の利益
多くして、景氣の素晴らしきものなる事を知ることが出来るので御座います。故貞金
氏の如きは「悪筆は一生の損」で賣り出した彼の習字講義録だけでも、其の純利益は裕
に貳百萬圓以上に達し、曾つて予に示された預金殘高だけでも、百二十萬圓も存して
居つたのでありましたが、出版業者としましては斯かる例は、敢て珍しからぬので、
新進の出版業者として、知られて居る、『雄辯』及び『講談俱樂部』の發行者たる野間氏
の如きも最近六、七年間に約三百萬圓と目さるゝ財産を作り上げたのであります。其
の他中、小の出版成金者は枚擧に遑もなく、宛然雨後の筍の夫れの如くであります。
因に出版物は、諸君の手に渡る値段の四分の一から十分の一位で生産出来るのであ
りまして、利鞘の中が大きく、且つ定價を附ける場合に何の制限もないのであります
から、誠に商賣が行りよく、従つてウント儲かるものであります。今左に例を擧げ數

字を以て之を示すことゝ致します。

吾が案文社が諸君に譲渡する出版物

左記は吾が版權と、之に附屬する紙型（活字を組み集めて、紙の鑄型に取つたもので、出版業者にとり大切なるもの）とを所有し、希望者ある時は表示の金額にて、直に譲渡するものでありますが、今諸君が之を買入れて出版事業を經營すると致しますれば、夫々左の如き概算で利得し、又利殖することが出来るのであります。

譲渡金額	種	目	號數	頁數	會費	謝費	備考
千二百圓也	十倍能率算盤不要	ペン用早や算講義錄	自一至五號	約三〇〇五	又八月	費	版權ノ紙型無シ
三千五百圓也	文官普通書記長 警部看守長	養成講義錄	自一至十六號	約千六百八			版權ニ紙型附

四千五百圓也	自學受驗兼用	數學速成獨習講義錄	自一至十六號	約千五百八			版權ニ紙型附
二千五百圓也	新式	男女美容術講義錄	自一至五號	約五百四			版權ニ紙型附

※注意ペン用早や算講義錄ハ、外ニ紙型調製費として約六百圓也ヲ要ス

右各種に就いて、之を經營すると致しまして得るところの純益は左の如くであります。

第一、十倍能率算盤不要ペン用早や算講義錄

支出之部

- 一金壹千圓也 一ヶ月ノ廣告費
- 一金六百圓也 同内容見本規則書代及送費
- 一金二百五十圓也 同講義錄調製費

一金五拾圓也 同雜費

合計 壹千九百圓也

收入之部

一金貳千壹百圓也 一ヶ月間ノ總賣上金、但シ一人平均ノ納入會費金參圓五拾錢ト見テ、六百人分

差引

一金參百圓也 壹ヶ月ノ純益

第二、文官普通裁判書記長 警部看守長養成講義錄

支出之部

一金壹千圓也 一ヶ月分廣告費

一金六百圓也 同內容見本規則書代及送費

一金五百圓也 同講義錄調製費

一金壹百圓也 同雜費

計 金貳千貳百圓也

收入之部

一金參千圓也 一ヶ月間ノ總賣上金、但シ一人平均ノ納入會費金五圓ト見テ六百人分

差引

一金八百圓也 壹ヶ月ノ純益

第三、自習 受檢 兼用數學速成獨習講義錄

※注意 收支計算ノ第二項ノ養成講義錄ト略々同一ニ付省略ス

第四、新式男女美容術講義録

※注意 收支計算第一項早や算講義録ト略々同一ニ付省略ス

以上は千圓の廣告費を標準としのたであります、毎月五百圓の廣告費ならば、純益も従つて半額となり、毎月二千圓の廣告費を用ゐれば、前記表示の倍額の純益となり、更に之より四倍五倍の廣告費を投ずれば、収入も更に四倍五倍となるのであります、斯くて或一定の限度に達する迄は幾等でも大きく利得することが出来るのであります。

曩に吾が案文社より讓渡爲したる講義録出版業者の實驗

前記四種は今回讓渡するところの講義録の版權及び之に附屬する紙型であります、曾つて吾が案文社が讓渡致したものは皆夫々好成绩を納めて、ウント儲かつて居

るのであります。之が實例はハガキに、

私儀今般貴講義録講習致度候間規則書至急御送附被下度此段新聞廣告に依り申込候也

と認めて左記に送れば、規則書なり内容見本なりを送つて参りますが夫れを見ますれば如何に其の會が盛であつて莫大の利得を爲しつゝあるかゞ、判明いたしますし、而して夫れに、主幹とか、編輯主任とか、理事とか講師とかと云ふ名義で、案文社主たる『大村清友』の名が載せてありますから、吾が案文社より讓渡致した講義録なるところが、直に諸君に納得出來るのであります、斯くて諸君は予が前記利益表示を、確信することが出来るのであります。

東京市牛込區早稻田鶴卷町四四
同 所
東京巢鴨二ノ三五

大日本珠算通信専門學校
大日本高等小學會
帝國植民協會

同 所 日本警務學會
同 所 海外農藝通信學校

東京市神田區小川町四十一番地 受 驗 研 究 會

東京市小石川區青柳町二十三番地 大 日 本 發 明 通 信 學 校

東京市千駄ヶ谷町新田郵便局前 大 日 本 家 庭 經 濟 社

同 所 大 日 本 靈 學 通 信 學 校

東京巢鴨上駒込染井八四七番地 操 觚 通 信 學 校

※注意 右に規則書請求の場台は、案文社主大村清友氏に聞いたからなど云はずに、唯に講習員と成る風を粧つて、前記の如く規則書を取寄せれば夫れでよいのであります。

講義録はドウして販賣するか

前記目論見書には、それく廣告料金を計上致して置きました。此の料金の豫算範

圍に於て、新聞、雜誌等に廣告するので御座います。前記の、吾が案文社の編輯に成りまする拾種の講義録の廣告文が、新聞や雜誌へ、時々掲載になりますから、それを御参考になつて戴きたい。今假りに諸君が今回私の賣りに出した、講義録の權利物件を御買入れになつて、出版業に従事なさるとし、例を『男女美容美顔術講義録』之は少し柔い物であります。次に取るならば、次の如く廣告すればよいのであります。

男女 出世 實鑑

新 式 男 女 美 容 美 顔 術 講 習 録

會 員 募 集 呈 進 則 會

人を惚れさせるは男女共に立身出世の基なるが之に好の指導を爲し何人をも天性其人に潜在せる一美質を發現せしめ見榮ある美男女と爲す事を堅く保證す

※○○には發行所の區町名番地を入れるので御座います。

(例ノ告廣聞新)

男女
出世
寶鑑

新式

男女美容術講習録

(會員募集
規則進呈)

抑々本講義録の大部は

醫學博士 樋口 繁次 兩先生の共述に係る

美容術專家 三本 松清吉

眼醒めたる若き新しき男女間に於て、美容美容術が處世の實用上必須缺く可らざる

こととして、近時漸く認識され採用さるゝやうになつたので、之が研究の手引として

美容術や美顔術に關する著書や講義が、宛然雨後の筍の夫の如く頻々と發行される

が、孰れも孟浪杜撰にして取るに足らないものばかりであります。本會は之を遺憾と

して、斯界の大家、三本松清吉先生と、醫學博士樋口繁次先生との共著に、更に美容化

粧品精製の巻、及び惚れられる人心收攬法の巻の二巻を加へて、茲に本講習録を發行

致しました。従つて其内容の完備充實して居つて、諸君諸嬢の美容美顔を作る六箱三

略虎之巻であることは敢て茲に多言を贅する迄もありません。天下廣く著書、講義録

多しと雖も、斯術に於ては本講習録の右に出づるものは斷じてありません。目下講習

生募集中に、申込次第内容見本を無代進呈す希望者は至急ハガキにて申込むべし。

東京市〇〇區
〇〇町〇〇番地
大日本美容學會

其の他の講義録に就いても、亦其の物に應はしい廣告文を作つて、新聞、雜誌に廣

告すれがよいのであります。而して廣告文は初めの間は、私が無料で作つて差上げま

すが、暫くするうちに諸君の方が却つて上手になるもので御座います。

斯くて新聞、雜誌に廣告致しますと、内容見本附規則書を送つて呉れと、日本内地

各府縣は申すに及ばず。南は臺灣から、南洋地方まで、北は樺太からシベリヤまで、

東は布哇、西は朝鮮、支那あたりからも盛んに申込むで参りますから、之に向つて其

の内容見本附規則書を送りますと、規則書の末尾に振替用紙が附けてありますので、

其の用紙を用ゐて規則書に示す、制規の金額即ち講義録代を送つて参りまするが故に、

其の送金者に對して講義録を包装して送つてやればよいので御座います。それで悉皆

仕事に済むだ譯なので、極めて簡単な商買で、コンナ簡単な商賣は恐らく他には無い

ので御座います。

前記講義録發行の權利物件讓受希望者は斯くせらるべし

叙上の説明を納得されて、それで之を私から買受けて經營爲さらうとする諸君は手紙を以て私に會見を申込んで戴きたい。さうすると期日、時間、場所を定めて親しくお目にかゝり尙其の時には講義録の實物をも見本としてお目かけます。斯くて商談が成立致しますれば、讓渡物件に讓渡證書を添へて交附致し、以て取引を完了するのであります。尙讓渡證書には今後永久に經營上の顧問となつて盡力する旨を附記致して置きます。

資金の不足な諸君又は營業の當主たり得ざる者は斯くせらるべし

上來述べ來つたところに依つて出版業の有利にして、又と得がたき好商賣なる事が

御了解に成つたこと、思ひます。けれども今回私が諸君に讓渡致しますところのものは遺憾ながら讓渡代金と流通資金との兩者では、少くも四、五千圓、多きは七、八千圓内外の現金を要しますので、各自御所持の資金だけでは不足して、折角の好事業ではあるが、惜しいことではあるが金が不足の爲めに手が出せないと云ふ御方もお有りのこと、思ひますが、夫等の御方は斯う成さつたらドウ御座いますか。之はホンの御相談までに申上げます次第で御座います。

即ち諸君が御所有の『帯には短し、袴には長し』と云ふ其の資金を一定の確い條件契約のもとに御提出なさいまし。さすれば私は同一事情のもとにある御諸君からの御提供の資金を集めまして、茲に一つの五千とか、八千とか云ふ匿名組合組織の財團を組織致します。斯くて私の指導監督のもとに（勿論出資者諸君の監督をも受けるのであります）適當なる人材をして前記の講義録發行業に従事致させます。さう致しますれば、百圓の出資でも五十口集れば五千圓となりますから、結構立派に事業を經營し

二〇
て行つて、莫大なる利益を得ることが出来るのであります、但し此の場合に於きまして、百圓以下の出資者は、聯合して百圓に取纏め、代表者を選んで申込んで戴きたう
おねがひます。

匿名組合案文社出資申込書及び規定は左の如し

諸君からの御出資は左の堅い条件のもとに、不肖大村清友が、責任を帯びて御取扱
致しますから、御安心あつて御出資然るべきであります。

三 錢
切 手
匿名組合 案文社出資申込書 (用紙半截)

※一金 圓也 但シ案文社匿名組合 出資※金 口分

(規 定)

- 第一條 本組合ハ營業者ヲ案文社ト稱ス
- 第二條 案文社ノ營業主ハ大村清友トシ左ノ營業ヲ爲スモノトス
 - (一) 出版事業、特ニ講義録發行ニ重キヲ置ク
 - (二) 前項ニ附帶スル一切ノ事業
- 第三條 組合員ハ前記ノ營業ニ對シ出資ヲ爲シ營業者ハ其營業ヨリ生スル利益ヲ組合員ニ分配スルモノトス
- 第四條 組合員ノ出資スベキ總額ヲ金拾萬圓トシ之ヲ壹千口ニ分割シ一口ノ出資額ヲ金壹百圓トス但シ組合員ニハ拂込金額ト引替ヘニ出資證券ヲ交附ス
- 第五條 組合員ハ出資總額ニ達スル迄ハ一人ニテ幾口出資スルモ差支ナク又第一回ノ出資後ト雖モ隨時出資シ得ルモノトス
- 第六條 案文社ハ毎年十二月中ニ組合員ノ出資ニ對シ利益分配ヲ爲ス但シ利益分配方

法左ノ如シ

一 純利益ノ十分ノ三ヲ營業主ノ所得トス

二 純利益ノ十分ノ四ヲ組合員ノ出資額ニ比例シテ配當ス

第七條 決算年度ノ中途ニ於テ出資シタル組合員ニハ日割ヲ以テ分配計算ヲ爲スモノトス

第八條 組合員ハ營業年度ノ終リニ於テ營業時間内ニ限り財産目録及ビ貸借對照表ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第九條 本規約ニ定メ無キ事項ハ凡テ商法ノ條項ニ依ルモノトス
前記規約ヲ承認シ匿名組合員トシテ頭書ノ金額出資致候也

大正 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

大村 清 友 殿

(※印ハ自ラ記入セラルベシ)

特筆すべき案文社の新計畫

吾が案文社は、今回新に

小資 利殖 印刷家出版家養成講義録

と云ふものを發行する計畫で、原稿も殆ど大半出來て居ります。由來出版業は、滅法に儲かるものであり、又出版業とは車の兩輪の如き關係に立つ印刷業も、略之と伯仲の間にある程に儲かるものでありますからして、従つて是等二業の開業に就いて講述するところの本講義録が、甚大なる歡迎を受けて、全國幾千萬の讀者を得、莫大な

る利益を擧げ得ることは、自らにして火を觀るよりも明らかなる事實であります。

吾が案文社には幾多有望なる講義録發行の新計畫あり

前記表示の各種の講義録が、其の上記せる金額にて譲渡と成りましたる時は、先づ差當り前項の『印刷家出版家養成講義録』を發行し、次いで、ドシ／＼有望なる幾多講義録發行の新計畫を立て、ありますから、吾が案文社の出版界に於ける活躍は、刮目に値すべく斯くて諸君は極めて莫大たる利益の配當を受けることが出来るのであります。

四分の一拂込の株式に懲りた御方に一言す

株式會社の五十圓額面、十二圓五十錢拂込の株を持ち、後から第二回、第三回の拂

込をなされて、一方ならぬ迷惑を爲し、それにお懲りになつたお方もありませうが、其等の方々に此處に一言致しまするのは、該株式は一株に就いて三十七圓五十錢の借金を負ひ込んで居るのと同様なのであります。吾が案文社の出資に限つては、一口百圓の權利だけを有し、義務の方面は、少しも負ふて居らぬのであります。匿名組合員は大に有利なる立場にあるので御座います。

出版業、特に講義録發行業には斯くの如き特色あるを見る

第一 資金の回収極めて迅速なり

由來講義録の出版は、一ヶ月分の経費を以てかゝれば、それでよいのであります。即ち、こゝに何か一つの講義録を發行すると假定致しまして、廣告を致しますると、二、三日乃至八日目位迄には各地から規則書の請求がありますから、直に之に向つ

て規則書を發送致しますると、今度は一週間から、二週間目位迄の間に、振替貯金口座送金法に依つて、ドシ／＼と金が各地方から参るのでありまして、満一ヶ月内外には、流通資本金の全部を回収した上に、利益をも收得することが出来るのであります。斯くも資金の回収と、多大なる利益とを迅速に占めることの出来る商賣は又と外には無いのであります。

特色 第二 断じて貸賣りなるもの無し

金を前金に受取つてから講義録を送るのですから、貸賣りなるものなく従つて他の或商賣の如く、貸附けて損をするやうなことは無いのであります。

特色 第三 如何程高價に販賣するも可なり

他の商賣では、少しく高く賣りますると、ヤレ奸商で御座る、ヤレ暴利で御座ると云はれますが、講義録は原價が(但し再版から)一冊五、六錢乃至十二、三錢位のも

のを、八、九十錢乃至一圓四、五十錢で賣るのでございまして、彼此十倍以上にも成るのでありますから、這間に巨利を占むる餘地が存するのであります。斯く高く賣りまして何等の非難がないのであります。尤も廣告料なるものが要りますけれども何せよ(前記收支計算の如く莫大に儲かるものですから、敢て意とするに足らぬのであります。

特色 第四 營業費を要すること極めて少し

講義録は前述の如き方法に依つて、販賣致しまするのでありますから、店舗とか事務所とかを設ける必要もなく、六疊間一間もあれば、毎月五百圓乃至千圓の純益を擧ぐる商賣を爲すことが出来るのであります。而して其の設備の如きも、机の一脚もあれば、其れでよいのであります。而して予の實驗するところに依れば、講義録發行者は、何萬圓と賣上ぐるにもかゝはらず、殆ど無税同様であります。

特色 第五 婦女子・子供・老人にも適業なり

講義録の規則書請求のハガキを見て、之に向つて規則書を發送致しますると、全国各地から振替で金を送つて参ります。之に向つて講義録を小包にして發送すればよいので、それで萬事用務完了となるのでありますから、極めて簡単に、婦女子、子供老人にも出来るのであります。

特色 第六 主業は勿論副業にも好適なり

前述の如く極めて簡単なる商賣で、婦女子、子供老人にも容易に出来るのでありますから、主業即ち本業として可なることは勿論、副業又は内職としても極めて適當であります。斯くて打揃ふて一家團欒裡に營業に従事することが出来るのであります。之を副業と致しまする場合は、仕事が高尙上品なる點に於て、一般人に適するは勿論、官公吏、軍人、會社員等の家庭には、特に最も應はしいのであります。

特色 第七 極めて高尙上品にして紳士的なり

店舗を設けて品物を並べ、御客を見て「入ラツシヤイ」と云ふやうな商賣とは違つて、郵便局を仲に介して、謂はゞ郵便局を番頭代りとして、日本全國は申すに及ばず海外に迄も手を伸ばして商賣することが出来るのですから、客に頭を一つ下げるのではなく、羽織袴で會長とか、幹事とか稱して、天下公衆を指導し、感謝を以て迎へられながら金儲をするのでありますから、這麼上品な商賣は斷じて外にはないのであります。紳士的商賣と云ふたら先づ此の種の商賣のことでありませう。

特色 第八 教育的且つ公益的事業なり

同じく金を儲けると致しましても、高利貸など云ふ職業は、餘り感服が出来ません。凡て私などから観ますれば、金を儲けると云ふことは何の六ツカシイことではありません。其の之を儲ける事業即ち手段方法が、直接に社會を利し、國家國民を利益する

ものたることを前提として、以て事業の選定を爲すが故に、茲に一つの面倒があり、金儲が六ツカシク成るのであります。然るに茲に吾人の提唱する出版業は、廣義に於ける教育事業で御座いまして、天下幾百萬の國民の知徳の向上開發進歩を計らうとし或は生計の道を立てる手引きをするのでありますから、社會國家に貢献する處の公益となるので御座います。斯かる事業に従事することは、金を澤山に儲けた上に、國士としての襟度を表するもので、眞に男子の本懐とするところであります。

第九 子孫への世襲財産となるなり

出版物特に講義録は皆夫々永久の生命のあるもので御座います。一寸素人考へから致しますると、文官養成なり、數學速成なり、その他凡ての講義録は、一通り新聞や雑誌に廣告をして、バット一度販賣すれば、夫れで一段落と成り、モウ其の物は賣れ無くなるやうに思召されるでせうが、之は決して開度譯のものではなく、却つて益々

經營が古くなり、永くなれば成程、多額の賣上を見ることが出来るのであります。之は丁度小學校の生徒が、何時に成つても無くなることの無いのと同じ理で御座います。して、年々人口の増加する我が國に於きましては、小學校の生徒が毎年殖えて行くのと同様に、講義録の購讀者、即ち顧客も年と共に、多々益々殖えて行くのであります。現に大日本國民中學會や、帝國植民協會(海外發展指導トシテ有名ナリ)帝國習字學會や、その他凡ての講義録が、日に月に盛大に趣いて行きますのは、予の此の言を裏書保證するもので御座いまして、何よりも有力なる證據となるので御座います。でありますから、諸君は、吾人の提供致しまする出版業に、此際一度投資してお置きになれば、それは子孫に遺す世襲財産と成るのであります。田、畑、山林、貸家屋等の如く管理に骨が折れて、而も利廻りの貧弱なるものに比し、雲泥の差があるので御座います。

特色 講義録發行は大出版業者たる第一階梯なり

諸君が將來の出版王たらんことを期して出版界に乗り出さるゝには、其の第一階梯として、最も簡單平易で、而も資本金も僅少にて足る講義録發行が一番よいのであります。講義録の發行販賣は、前述致しました通り、極めて平易な商賣でありますから、之に依つて先づ出版事業の實地練習を爲さつて、將來出版界に雄飛さるゝ素地を作るがよいのであります。大出版業者と成りまするのには、第一、講義録の發行、第二、書籍の發行、第三、雑誌の發行と、此の段階を踏むのがよいのでありまして初めから雑誌の出版などに手を出しますと、動もすると失敗致しますが、此の順路を辿つて行きますれば、決して失敗することはありません。

今後の新原稿買入れに就いては斯の便宜あり

諸君が獨立して出版業に従事し、順次に營業を擴張し、新しいものを出版せらるゝ

場合には、幸に吾が案文社が、左記の課業をも營むで居りまするから、何なりとも諸君の註文に應じて善い原稿を、比較的安價に提供致します。

營業科目	
論文	作文・美文・叙事文・小説・趣意書・報告書・祭文・祝辭・自叙傳・演說草稿・廣告文案・漢文其他文章一切の立案代作
通信	新聞・雜誌の原稿(時事問題・訪問記・小説・政治・教育・經濟・文學・史談等)作製
翻譯	英語・獨逸語・佛蘭西語・西班牙語・馬來語・支那語・其他の各國語を日本語に譯すること及び日本語を是等の外國語に譯すること
編輯	新聞・雜誌・書籍・講義録の編輯・傳記編纂・家系調等及び校正の應需

◆ 出版投資問答

大村清友解答

〔問〕 出版業は特に講義録發行業と云ふものは良く金が儲かり、而かも紳士的な商賣であることが解りました。然るに貴下が、斯かる好投資物件を一種類、三、四千圓で他人に御譲渡になると云ふのは、一體ドウ云ふ譯で御座いませうか。年利拾割以上に廻る事業を何も他人に譲渡するには及ばないではありませんか。

〔答〕 それは一應は御尤な御質問のやうですが、貴下の考は誤解であります。由來

私は案文社を経営し、其の案文社は、從來講義録其の他の出版物を考案し、作り出し又は之を紙型に致したものを出版業者に販賣することを主業と致しまするもので御座いまして、案文社の案出に成る原稿の悉くを自分で出版することなどは、思ひも寄らぬことであります。之を例へば貴下の御質問は、狂言作者に向つて、开座に面白い狂言ならば随分観客が澤山に入つて大儲が出来るに違ないから、自分で一芝居打つ

て一儲してはドウかと云ふ質問と同一なので、所詮狂言作者には、役者にも、興業師にも成ることの出来ないのと同理であります。凡て世は分業で御座いまして、出版物を案出する人、原稿を作る人等と、之を出版する人とは全く異なるのでありまして、普通と致しましては、原稿を作る者が、直に出版者と成ると云ふことは無いのであります。更に例を擧げて説明致しますれば、一時洛陽の紙價を高からしめた、小説『不歸客』は徳富蘆花氏の作でありますが、アノ通り何百版ともなく版を重ねて賣れた本を

徳富氏自身で發行することなく、民友社なる出版業者に發行させて大儲をさせ、自らはホンの僅かの原稿料を得て満足したるが如きものであります。又其の他の出版も然るのであります。但し案文社も匿名組合組織と爲すと共に、著々と自ら出版をも致す考で、別記の投資をお勤めする次第であります。

〔問〕 それで貴下御自身で全部のものを出版なさらぬと云ふことが、能く解りました。が、开座に儲かるものであるならば、誰か貴下から其の材料を買受けて、出版し

うなものでせうがねえ。

〔答〕 サアそこです。只今貴下の御仰る誰か其の内には買ひに参ります。こう云ふて居る間にも、其の誰が買ひに来るかも知れません。

尙附言致しますが、私の顧客とする出版業者も澤山ありますことゆゑ、其處へ持込んで直に版させたならば、よからうとの御疑念も御起りでせうが、それも一を知つて、二を知らざるの意見であります。何となれば私の得意とする出版業者は、皆夫々資金に於ても、能率に於ても、手一杯

に盛んに營業をして居りますもので、此の上新に講義録を發行することの出来ない事情のもとにあるのです。因に私の顧客は皆營業が盛でありまして個人經營としては手張り過ぎて居るので會社經營に移さうとして居るものが多いのです。出版業と云ふものは斯様に盛大になるのが常であります

〔問〕 一體紙型とはドンナ物でせうか。

〔答〕 紙型とは原稿の文字文章に依つて、活字を組み合せ、それを紙の鑄型に作り上げたもので、之さへあれば何千何百版でも原稿料も、製版料も、要らずに、繰返して

出版することが出来るのでありまして、出版業者にとつては極めて大切なるものでもあります。因に『紙型』と、此の紙型に帶附して居る出版権（出版して何人のも干渉を受けず、侵害者あるときは、此方から干渉し得る権利）とは莫大なる價值があるもので御座います。今回私が諸君に御譲り致さうとするのも、此の『紙型』と、之に附帶したる『版權』なのであります。

〔問〕 貴下の講義録を譲り受けて、發行することゝなりますれば、東京に住まなければなりませんまいか。

〔答〕 東京に住居なされれば夫れに越したことはありませんが、貴下の御都合に依つて營業所だけを東京に置き、四、五十圓乃至百圓も出して、事務員兼留守番をさせ、自分分は唯に振替入金元締たる、振替口座名義人となつて居れば、それで一向に經營上に支障を來しません。かゝる場合に於きましては、私が確實な、少しも心配のない人を推薦して、責任を以て事務を監督して差上げましても宜しいのでありますし、又事務を受負事業にさせてもよいのであります。

〔問〕 株式や米の定期買戻をすることが、極めて有利の利殖法なる旨を説くものがありますが、私から見ますれば、夫等の人々は、株式や米の買戻を勧め、其の金儲の道を説くと稱して、這間に於て、講義録、雑誌又は新聞を發行し、而して其の出版に依つて自分が儲けようとするもので、利殖の途を説く蔭に隠れて一種の出版業を営まんとするものであるやうに思はれますが、貴下はドウお認めですか。

〔答〕 全く同感で御座いまして緒論にも述べてあります通り夫等の人々は講義録其の

他の出版物を賣るのが目的であります。謂はゞ敵は本能寺にある底の筆法なる敵本主義なのであります。此の一事を以て見ても株や米の買戻より、出版業の有利なることが立證されるのであります。

〔問〕 私には出版業、特に講義録發行業が非常に有利であることが、十二分に了解出来ました。併し第一に資金の都合、第二に現在の職業上の都合で、直に貴下から譲受けて、自ら之を經營すると云ふことにする譯に參りません。依つて茲に所持金中の金五百圓だけ、即ち貴社規則に依る五口

分を出資致します。送金其他の申込手續は如何に致しませうか。

〔答〕 別記規則書通りの書類を認め、參錢の收入印紙を貼り、之に消印し、又署名捺印の上にて、本社に其の書類を發送し、別に其の五口分の金員は、振替口座東京五三九壹番案文社宛に拂込むべく振替用紙に相當記入を爲し郵便局の窓口へ金員と共に差出せばそれで手續が完了致します。尙爲替に依る送金も差支ありません。

▲質問を歓迎致します

本冊子の記事を御讀みになつて、未だ御了解の得られぬ御方は、質問券を添へて御質問なさいませ。喜んで紙上又は手紙を以て回答致します。斯くて確實安全有利なることが十分御了解に成つた御方は、決斷を以て御著手又は組合へ加入遊ばませ。徒に狐疑逡巡して居るやうでは折角の好機を逸してしまひます。石部金吉流に、石橋に金の杖は決して致富成功の所以ではありません。膽力の大小は常に事業の成否を左右するものでありますから、男らしく大英斷を以て事に當るの勇氣がありませんと、折角

大儲けの出来る事業をも取遁して仕舞ひます。茲に筆を擱くに當り一言蛇足ながら御注意申上ぐる次第で御座います。

重ねて申しますが、日本中鐵の草鞋で探し廻つても、前記物件を譲受けて自ら出版するか、然らずば本組員となつて出資し、利益配當を受けるかの二者何れかにすべく、之に勝る有利な利殖法は、斷じて他にはないのであります。

附 錄
金まうけ金ため百ヶ條

はしごき

人生萬事金の世の中なり、金が無くては男が立たぬ場合多し、
金さへあれば、大抵のことは叶ふもなり、茲に於てか金を作る必
要起る、然らば如何にして金を作るべきか、曰く、先覺して富豪
ご成りたるものが、採りたる手段方法を金科玉案として、孜孜營
々唯是れ之に違はざらんことを期して、刻苦努力を惜まざるに若
かざるなり、本書題して『金儲金ためる百ヶ憲』と云ふ。是れ先
覺富豪の後進に示すところを蒐集して、諸君の座右の銘たらしめ

金儲金ための指針たらんとするものなり、世の富豪たらんとする者幸にして本書に依り、其の志を大成せられんことを。

大正十年十二月

編者

しるす

少資利殖 金儲金ため百ヶ條

○第一條

1 金まけうため百ヶ條

金をまけうけるといふ事は人間一生の要訣あれば一日片時もこれを講ずるとを怠るべからずしかるに昔は金銭の事をいへば賤しとてこれを輕んじ人間の惡徳のやうに論じたる學者もあれども是は大ある間違あり成ほせ道理にはづれて我ひとり金銭を得んとするは誠に厭ふべき罪惡あれども苟も道を守り理に違ひてこれを求むるに於ては決して差支あきのみならず誠に貴むべき一事ありかくして富を得て一生を安樂に送るをこそ眞の才子とも達士とも

いふべきなれば人ど生れてはかならず金まうけの要
訣を知らざるべがらず否つとめてこれを講すべきとあり

○第二條

今の世の中の人ほ口さへ開けばかからず権理々々といは
ぬものなしいかにも権理と云は誠に貴重なるものにては
あれども是も金かなければ折角持てうまれた権理も活用
すると能す遺憾あがらも差扣へる事あり例へば府縣會の
議員をはじめ惣じて人民の代議士たる者はそれに相當す
る財産なければ假令經濟に長じたる學者又は時務に達し
たる俊傑にてもその撰舉にあづかると能わすこれに引換
へ學術人物ども又右は劣るども金即ち財産があれば隨
分衆人に撰舉せられ代議士の榮譽を得るともあるべし是

はたゞその一例を舉るまであれども是等の類は數ふるに
違あらずされば金があければ我が貴重ある権理も活用せ
ぬとありと知るべし何につけても金は有たきものにこそ

○第三條

およそ金をまうけんと欲せばまづ其職業を定むると肝要
なり抑此人間世界にある所の職業はその數千萬無量あれ
ば人々みづからいかある職業が我身に適當するやを定め
ざるときは金をまうけるどころの沙汰にてはなく中々其
日の糊口もむつかしかるべし儲職業を定むるの法といふ
は餘の事にもあらず先づの職業によりて一家の生計をた
て假令不時の災難あてに遭ふとあるも猶またるれにより
て恢復するとが出来来るや否を判定し又その職業が我身の

性質健康に適當するや否を檢察すると是あり元來人の能力といふものはその人の思想と習慣とにより銘々違ふものなれば人々最もうの熟練したる職業をつとめ最も長けたる能力を尽さずには叶はざるとありしかるに己の職業を定むるを疎忽にて僅に五六百目の石をうごかしても息氣喘々たる力に乏しきものにして夥多の力を要する職工なとにあり又その性質輕躁にて緻密の考事なとの出來ぬものが理學者とありて生計を營まふといふが如きとあらばたいくそその身を苦むるのみよて決して朝夕の烟をたつるにも至らざるべし況んや金まうけをや故に吾輩は金をまうけんと思せば先その職業を暇と考定むると肝要ありといふなりよく思ひみるべし

己の職業を暇と考定むべき事は既に前章にいへるが如し倍此職業は我身に適當したればこの職業を營みゆへに於ては一家の生計を立てべく且これに依て富をも成し得べしと目的の立たるうへは濫に他の職業にうつる事なく一最初に疑心の起りしも漸次にその職業に慣れておのづから心に快樂を生じ最早他念なきに至るものなりしかるに世上の人を見渡すに多くは銘々己が職業を厭ひ他の職業を羨む状態あるものゝごとし是は己の志を立てる事堅確ならすして新奇を好むの輕躁心によりて起る所にて誠に愚しき事といふべし元々此心の起る原因を吟味すれば皮相よ

○第四條

り他人の職業を營むを見るに内實にはいふべからざる幸
苦艱難のあるとが見ゆすたい、力を用ふるを少けれど
も利益を得ると多きやうに思はるゝにこれより引換へ己が
職業に至ては日々具にその艱苦を嘗たこれを營むことの
容易あらざるを飽まで我身も受納れて承知するがゆゑに
動もすればこれに倦果て遂に我も彼人の職業に轉じてみ
んどの魔心に惑はされて鄙諺に所謂蛇をも捉らねば蜂を
も拿らぬの結果に陥るものなり天下いつれの職業とても
これを營むと易くして利を得ると多しといふものあらん
や畢竟利徳は艱苦の報酬なり決して輕躁の心を起すとあ
かれ

○第五條

金をまけうけんとするには才徳の信用といふを受けざるべ
からず借才徳の信用とはいかあるものぞといはんには彼人
は篤實にてかりにも虚言を吐す行ふところごとく、端
正にまて誠に信用すべく且學問もあれば見識もあり才器
もどより人にすぐれたる勳さある人物あれば金錢を任す
るども差支なく其外何事を依頼しても十分に成し遂るに
疑ひなしと思はるゝと是れなりいかよ己は金をまけうけん
と思ふども人のこれを信用せざるときは社會に立て十分
に力を伸すと能はざるゆゑ所詮その目的を達するとあた
はざるべしされば金まけうけには先己の男をきたへると肝
要ありと知るべし

○第六條

借又金まうけの方法に於ては才徳の信用のみならず財
産の信用といふをも受けざるべからず彼人は家藏地面も
所持すれば金銭も亦澤山ありされば金を貸しても預けて
も其他商賣の取引上にていかなる取組をなすとも決して
損を受る心配なしと人に思はるゝこれを財産の信用とい
ふももし此信用なきときははいかなる場合に人より金
を融通せんとをもふとも先方の人が彼財産にては誠に危
険なり逆も貸したならば返るべき目的なし品物をおく
も迷惑なりとおもはるゝに於ては金融活潑ならざるゆゑ
我職業振はず到底大利を得ると能はざるべし故に才徳の
信用と財産の信用とは恰も家に柱あり車に輪あるが如く
決して缺くべからざる要項なれば先これを得んとをつと

ひべし ○第七條
財産の信用と才徳の信用とせ併せ得ざる可からざるは
前章にいへるが如しされども此二ツを併せ得るといふと
は容易ならず且財産は貧家に生れし者などのたやすく得
べからざるものあれば是等の人は到底金をまうくるとは
出来ざるかと疑ふ人もあらん是亦一理ある論なり前にも
段々論せし如く金まうたに於て此二ツは決して缺くべか
らざるものあれども此二ツの中いづれが最も肝要なりと
いはし財産よりは才徳の信用のかたまづ重しといふべし
其譯は才あり徳あり彼人は何事を任ずるも差支なしと世
人に信せらるゝ時はたどひ其人は金銭に富ざる者にもせ

よ其才徳にはれ込で随分金錢を任せて疑はれざるべしこれに反して才徳あぐた財産に富めるのみにては彼人は家藏地面金錢には富饒あれども身持放蕩にて且夥多の金錢を活用すべき才器もあければ所詮彼家の長持はあらずじと思はるゝ時は自然取組上にも差扣へるやうあり況て金錢をうかど預るものなどもなければその職業おのづから衰微して果は不幸に陥るべしされば財産と才徳との二信用を併せ得るときは此上なく半分なしといへどももし己むを得ずんば才徳の信用だにあらば随分身を立家を興すに差支なかるべし是にて家貧に生れし者は終身金をまうくると能はざるかどの疑はおのづから晴るゝならんつとひべしつとめよかし

○第八條

昔支那の朱子といふ學者の學問を勤むる文に謂ふとあかれ今日學ばずして來日ありと謂ふとあかれ今年學ばずして來年ありといへりこれは學問上のみにてはこれあく職業上にも此の心得あるべきとあり今日これくの業をさせばこれくの利徳あり今月云々の品物を買入れれば云々の利徳あれども明日よおくるべし來月に延すべしとおもふは大なる怠惰といふものなり今日利徳ありとおもひ一分時間も跡へ延さず速にその事に取掛り買入て利徳ありと見込まば來月はさておき食ふべき飯碗も打棄て直に取引に着手すべしそれを明日まで來月まで延すときは商人ならば金まうけの機會を失ひ職工ならばその日の賃

錢を得ず此心のつもりては富を得るところの事には
これあく遂には糊口にも難澁するに至るべし西哲の喩言
に今日の日は一生に一度のものぞといへるは此事なり誠
に味ありといふべし

○第九條

金をぞうけるには己の爲めのみにてはなく世のため利益
となるべきものを人に與ふるとも心がけざるべきはその
利益決して多からぬものあり例へば腐つたる魚肉やまだ
熟さぬ果物を人に賣りつくれば一時は取捨べき代物にて
代價を得るゆゑに一寸おもふときよはたい儲かるやうに
見ゆれども此事はひとり罪を法令に得るのみならず却て
己の大損とあるあり何故あらば一たび右様の如き代物を

はめらるゝときは最早彼店に在る代物は皆例の如き悪し
き代物ゆへ二度とは買ふまじとこりるにより今度はたと
ひ好き代物を並べおくと振反て見るものだにもなし又
春書や博奕道具の如き賣買禁止の品を賣れば他の品より
幾割か利の多きやうにおもはるれども是等の事は決して
永世の業とはなしがたく且第一罪を法律に得るとなれば
その代物を没收せられ且罰金等の所分を受ねばならぬゆ
ゑ決してまうけが儲けとはあらず畢竟その身の破滅とあ
るあり其他密賣淫を稼げば攫取のやうに見ゆれども罪人
となるはいふまでなく且大切なる身体に黷毒といふ恐ろ
しい病氣を受けてうまれもつかぬ不具者とあり果は願みる
ものさへあきに至るべし是等の渡世は何故にかゝる結果

をさすぞといふに皆世に害あるのみにて人を益するといふとは露ばかりもさきゆゑに到底己もまた損を受るありされば金を儲るには人を益して己を益すると肝要あり法律をくもり道徳にそむき己一人を益せんとおもふは畢竟骨を折て損を招くものなりといふべし笑止のところにこそ

○第十條

およろ人は各金銀品物を増殖するの權理を有するものどはいへども若し己の能力に應せざる過多の金銀品物を俄に増殖し一足飛に大金持にならんと欲するときは残酷に陥り輕薄に流れ果は社會を害し一身を誤るに至るとありされば金銀品物を増殖し金持の部にも數へられんとおもはゞまづ己の能力の度をはかりいかにしてこれを増殖す

べきやを察すること最も肝要ありとす馬は重きを負ふに耐ればおあし畜類の事なればとて猫に五六十貫目の荷物を負はせなば忽ちこに斃るべし人もまた斯の如く己の能力相應の荷物ならでは斃るゝと明なり今その一例を擧んに己はさまでの才智もかく且資本とても僅に五六百圓に止れるにチビく商ひにては充分の儲けもあらずとて俄に借金をなして米を千圓以上も買入れなば首尾よくゆけば上々なれども元々分に應せぬ山事ははづれがちのものなれば一旦さげらるゝときに後へもゆかねば前へも出られず最初持たる五百圓も今は鏝一文さへ手にのこらず金主へ迷惑をかけその身は親族友達の食客と改名するより外はなかるべし是は己の能力をはからずたゞ一足飛に持

九とあらんとせし過によりてかく淺ましき結果を得るに
は至るありされば金を儲けたしと思へばおもふほど猶徐
々歩をすゝめ決して分限の外に踏出さぬやう心掛ざる
べからず急進過激といふとは何につけても不詳なる文字
ありといふ中にも別て金儲まおいては實に恐れ避くべき
凶事なりと知るべし

○第十一條

己の能力に應せざる過多の金銀品物を俄に増殖さんと欲
すべからざるとは既に前章に述べるが如えしかるに世人往
々此義を誤りてみづから不測の害を惹起すもの少からざ
るに似たれば尙深くその非を試めんがため左も三ヶ條の
貨殖法を示すべし

第一 山事に依て儲けたる金はまた山事に由て失ふも
のぞ

第二 分に過ぎたる金を儲けんと思すればかからず身命
を殺でこれを買はざるべからず

第三 金を儲けんと思せばその事をいそぐべからず徐に
これを計るべし

○第十二條

大利を貪らんとすればかならず大損あり小利に安んじ格
外の望をなさざれば決して損をする心配なし太慾は無慾
よ近しとは此事あり例へば大儲をせんとて人並よりも高
く賣れば一度か二度にて懲果て遂に買ふ人あきに至るゆ
ゑその代物はいつまでも持ぐされとなり三年五年と立つ

うちまは塵にまみれ色變り或は虫喰鼠損じあとの害あり
て遂には大損となるべし(利分どころの沙汰であし)これに
引かへ小利にても買人さへあれば見切をつけ片端より賣
捌けば彼店は代價安しとて買人はこれまで買つけの他店
をも棄てます、進み來るゆゑ其店の繁昌するとは日一
日よりさかるべしかくある時には資金も仕入ては賣り賣
ては仕入れるといふやうに繰返し、用ふるゆゑに百圓
の代物を二十圓の儲にて半年に一度賣るよりも十圓の儲
にて一月に三度づゝ賣り即ち半年(六ヶ月)には三六十八度
賣る方が遙に増ならんしかるを百圓の仕入直段の代物で
十五圓儲るものとし百十五圓が世間並の賣直であるに己
はあくまでこれを百二十圓に賣らんとせば買人はあきれ

果てその店前を素通するゆゑ果は閉店するより外はなか
るべしこれを百十圓か又は大奮發にて百五六圓にて賣ら
ば世間の買人はことごとく其店へ集り來り買人の方より
是は誠にお氣の毒ほど安い此お店に限るあどと反對にお
世辭を遣つて歸るべしか、らば店の忙しきとはほどんど
目がまわるどもいふべき程にて自然と勵みも増せばその
勢は旭日の昇るにも異あらざるべしされば一旦に大利を
得んことを望まずたい己の骨折を厭はずえて小利を積で
大利となすを心掛るを最も肝要なりとすかならず此義
を誤るとあかれ

第十三條

およろ金を儲けんとするには廣く世上の人と交際せざる

べからず借世上の人と廣く交際するに於ては肝要ある秘訣二ヶ條ありその二ヶ條とはいかあるとぞといふに第一は人の言をうかど妄信すまじき事第二は人の性行をよく視察すべき事是れあり此二ヶ條は實に金を儲るの要訣なりといふべし但しかくいへばとて濫に狐疑を抱きて人を忌めよといふにはあらず別に説のあるとあり抑人として誰彼を區別なく他人を妄信してその言はことごとく信實あり詐あらずとのみ思ふときは騙詐者の上得意となりて損毛を蒙り財産を失ふと多かるべしつらく世上の家産を破りたる者の原因を聞くに酒色に溺るゝは此外なれども其餘十中七八は人を妄信したるに由るもの多し借るの妄信の過を述べれば借用證文の證人となりたる事多分の

金を貸し又は商人あれば店の代物を掛賣したる事の相談に乗らざる事此三ツの外ならずこれのみなる人の先見の足らざると信用の輕卒なるとに由て起りたるものあり若し最初に少しく察する所ありて妄信せざるものありせば此不幸には陥らざるべしされば人を察すること富を得事に於て最も大切ありと知るべし

○第十四條

人を妄信すべからざる事は前章に説けるが如しといへども此社會に立て大よ金を儲けんと欲するに於ては獨力にては逆も充分の望を達するに至らざるものならば人を知てよく任ずるともまた大切なりといふべし借人を任用せんとするにはその人の言語に由らず偏にその舉動に就て

善惡を察しその意思を探て忠邪を悟るべきありかくいは
 是事頗面倒には似たれどもおよろ人はその表面にあらは
 れたる形跡上に就てよくこれを探るときにはその内心お
 のづから掩ふと能わす歴々として見ゆるものなり而して
 これを探らんとするにはよろしく左の數項に遵ふべし

一 一の履歴をよく聞糺すべき事いかなる教育を受けて
 成長したる事及び是まで身代限あをあしたる事
 なきや又は不正の所業ありて財刑を受たる事なき
 や否等といふ

一 その慣習を察すべき事物事をおろそかにあして願
 みず又酒を嗜て職業を怠り或は朝寝をあし其外
 娼妓に狎親む等をいふ

一 その友に善人多きや又悪人多きやを知る事

一 その人は常にいかかる事を目的として望みをるや
 を視察する事

一 眞正の名譽を得んと心掛るや將又惡名を受るをも
 さまで殘念ども思はざるやを見定むる事

一 勉強力に富めりや否を察する事

一 世を益するを心掛るや又は己のみを利せんとい
 とむるやを知る事

一 儉約を重んずるか將又金銀を浪費する癖ありやい
 かんを見定むる事

右の諸則に遵ひよく注意を加へて視察を盡すに於ては人
 決してその内心をつゝみおほするを能はず善惡邪正の影

をことごとくその人の胸裏なる明鏡にうつすべしまかる
うへにて任用するに於ては毫も懸念する所なければ我金
儲の道において裨益すると實に莫大あるべし

○第十五條

金を得るには何かその金に代へて人に渡すべきものなか
るべからず故にそれだけの價値ある代物を與ふるか又は
自身それだけの働をなし即ち勞力を賣るかとの二つをなさ
ではかなはぬとあり商人は人の勞力を盡して拵上れる品
物を甲より仕入て乙に賣捌くが本分なたどもろの餘の人
は成べきたけ品物を賣らずして勞力を賣る方利益多かる
べし例ばへ農夫などが綿を作り畑よりつみどりたるま
實綿を賣るは代物を賣るありそれを繰綿とあし又打綿と

あすか但しは又綿布に織たて總糸にとりて市場に賣らば
綿の價に十倍すべしこれを假に二十圓と見積ればその内
二圓は綿の價なれども跡の九圓は勞力の價なりしかるに
開けぬ人民は兎角勞力を用ひ拵上て賣るといふとを心掛
けずたゞ有の儘ある品物にて賣るゆゑ他人に利益を占め
らるゝと多し即ち右の綿を作る農夫が實綿のまゝにて安
く賣りたるを織場にて織上げ市場へ出すを右の農夫は又
着用のため又買取て歸るときは到底己の物を己が買戻し
その間に莫大なる利益を他人に占めらるゝものなりされ
ども是は人はことごとく己の入用の品は飲食衣服料等に
いたるまで自作せよといふにはあらずたゞ壁に引たるま
でなり誤て著者は經濟の眞理に通せざるものとあすとあ

かれ

○第十六條

いかほと金を儲たりとも右より左へ遣拂ては終身一文の
 文久錢だに手にのこるまじければ儲たらば幾分づゝか必
 す貯蓄するとを心掛ざるべからず借金を貯蓄せんとせば
 先一ヶ年には何程の入額あるやを明に知りその中幾分を
 もつて生計上の費用に充て残額幾分を貯ふるといふを定
 むると最も肝要あり此入額と費額とを豫め定むるを豫算
 といふ若し一ヶ年の入額は二千四百圓(即ち一ヶ月の配當
 二百圓)なるにその中より千八百圓(即ち一ヶ月の配當百五
 十圓)を生計に費せば年々六百圓づゝの餘贏ありて幸福は
 年をおひて増進すべしといへども萬一これに反し毎年二

千六百圓を費せば二百圓づゝの不足となり十三年にては
 都合二千六百圓の不足となれば幸福の減却するとは亦い
 ふを待す借此二千六百圓は即ち一ヶ年の生活上の費額と
 おなじければ一ヶ年の費額をたゞにて上げんとするは中
 々容易ならざる事といふべし抑此費額を豫定するには頗
 る注意を加へざるときは動もすれば不足するとありしか
 るに世人多くはこれを疎略に心得て一ヶ月の費額何程あ
 りこれに十二ヶ月を乗するものを即ち一ヶ年の費額とな
 せばよしなどと思ふは迂濶千萬なる心得といふべしか
 る豫定にては實費の定限に超ゆると當然なりその譯はた
 い一ヶ月どのみいふときは出納の最もはけしき十二月も
 交際入費の最も多くかゝる一月も又病氣の生じやすき七

八月もひとつのものと見做すこれを他の無事ある諸月と混合するゆゑ必ず右の如き入費の多き月(一月、七月、八月、十二月等)より不足を生じ來りこれがため遂に一ケ年の總計に於て實費の遙に定限に超ゆるに至るありされば豫めたしかに一ケ年の費額を定めんとおもはば衣服の費の多くかゝり且薪炭油等を過多に要する冬の日よ於ては一ケ月の費額何程なり春と秋とは一ケ月何程夏の暑さ中は若干なりと精密に豫算を立たるうへ更に人事贈答疾病生死等の臨時入費を概算してこれを合しその總額をしかとくしりて毎に入額の下に在らしめ且平日事あきの日にはつとめて實費を豫算額より少からしめこれを臨時の用に供すべしかく心掛るに於ては實費の豫算定限に超ゆるとなく年

貯金殖もてゆきて誠に金を儲けたる甲斐あるべしつとめよや勵めかし

○第十七條

およそ金を遣ふには一圓の金を一圓につかひ十圓を十圓に遣ふは人並の事にてめづらしからずしかるを一圓の金を十圓に遣ひ十圓の金を百圓に遣ふ人をこそ金を遣ふよ巧なる人といふべけれ其法は他にあらずまづ十圓の金を遣て酒食をなさんとおもはばしばらく其事を延し其金を銀行に預けおくべしその利息は半ケ年に五分の割あれどもこれを受取らずに十年辛防して預けおかば利に利を積んで二倍半以上の金高となるこの中より二十圓を取出して遣ふときはその快樂は最初十圓遣ふよりも金が倍あれば

面白味も亦倍あるべし且それにても元金はのこらず消費せず尙二十圓の残額が幾分か銀行にとゞまるべし總て此理に基きてナビく金を遣ふとを見合せ金に子を生ませてこれを遣ふときは是はと樂しきとはあかるべし

○第十八條

買賣に危氣のあきときは直に貨幣をもつて取引をあして成べきたけ手数をはふくべしまかるに人に渡すべき金は一時ありともおそく渡さんとの卑劣心より事にかこつけて引延すときは先方の人心中に悦ばざるゆゑに二度目の取引よりはその心得にて幾分か價値を高くしこれをうめおはさんとするものあれば到底我身の損となるべしおよそ金を儲けんとするには置に貨幣を手離すべからざるは

勿論あれどもさりとして所謂出し客みり亦商業上に於て大害ありと知るべし

○第十九條

一事を企んとし又一業を起さんとするときは必まづ他人の所爲を視て借その後に行ふべし孔子といへる支那の學者の語にも三人行へば吾師ありといへり他人がその事をあして充分なる成績ありて且名譽をも得たるからば我またこれを行ふも差支なしといへども一敗地は塗れその人はこれがために困難を極め且惡評をも取りしからばよくくその事を熟考してかりろめに手を出すべからずさりあがら他人はその事に就て失敗したれば我またかからず失敗するといふものよはあらずおなじ業にても行

ひやうによりては成功あるとありされば他人が失敗せし
からば彼は筒様々々に行ひし失策のため功を奏せざり
しありよく取行ひて彼が覆轍を踏むまで思案をめぐ
らすと肝要なりと此工夫金儲にとりては最も缺くべ
からざる一儀なればかならず疎略に付するをなかれ

○第二十條

商業を營むには事毎にかあらず利を得るといふものにあ
らず時として又損をあすとあるも是れまた免れがたき
數ありされば損を取返す工夫をあすと實に肝要なりとす
倍損を取返すに極めて簡便ある一法ありその法は此品物
につきては損をあしたりとおもふか又は此儘持ゆかば損
とあるべしと心づきし時は速にその損毛高の見込を立て

たとへば百圓の損が百圓あれば其事は抛つて外に二百圓ま
うかるべき見込の事に手をかへて働くべしかくの如くあ
さば始め百圓の損をなしたるを取返して尙百圓の餘り
金ありしかるに前の百圓の損をあしたるを殘念なりとて
その事にのみかゝらひて跡の二百圓の儲に心づかざる
ときは取返しのつかぬのみならず損に損をかさ
ね身代に大なる穴をあくるに至るべし心すべきとこそ

○第二十一條

百圓の損をあさば二百圓の儲口を働くべきよしは前章に
説くがごとしされども世の中の事は我意のまゝにはなら
ず殊に金儲には骨の折るゝ習ひあれば右から左へ中々儲
口の見つからぬものありされば若し外は儲口のなき時は

いかゞすべきたゞ手を束ねて損をなすやといふ人もあるべしさりながら此事は決してしからず若しかくのごとき時には又別に一法あり倍その法といふは他にてもなく損をあしても一向これに驚かすます一心に其事に勉強すべしたとへば一樽十圓の油を百樽買入れしに間もなく相場が下落して一樽九圓となれば都合百圓の損ありろの時大抵の人は相場の下向あるを見て大にをどろき急に賣方とあるは必定なるべしかゝるを向落つきて又々一樽九圓の油を二百樽買ひをくべし此時もし相場が舊にかへり一樽十圓とあらば二百圓の儲あり前に損口にひかひし百圓を失はざるのみならず全く二百圓の手に入るは喜ばしきとあらずや斯の如く損口に向ふともすこしも驚かず幾

度にてても二倍に力を盡すべし一たび損に向ひたりとて俄に力をおとして退くときは逆も取返しのかぬものなれば一心不乱にろの事に働くを損を復するに於て最も肝要なる務めと知るべし
○第二十二條
人によりては我職業を賤しとて悪嫌ひ他の職業を貴まどて羨むものあり大なる心得違ありおあヒ民間に於て營ひ業なれば職業に高卑の差別はなき筈ありしかるに兎角銀行會社の役員にでもありて月給をとり門構かなにかですまして暮せば貴きやうにおもひ朝夕手さきで仕事をさせばみづから賤しとさげすむは封建時代に於て武士にあらざれば官吏とあることを得べからざるの制限ありし餘習

の今の人心にしみてうせずたゞ昔の武士に似た
る保あるを高貴の職業ありと速了せしによりて生じたる
の感覚なりされども今日に至ては早く此陋習を破らざる
ときは我身にどりて大損ありたへばこゝに精功ある靴
工となりて夥多の弟子を使役し日々に數十圓の金を得る
人ど僅よ新聞社の受附とありて身を終る者どあらんに果
していづれを貴しといふべきか三歳の童子といへども其
高下は知れるなるべし此事甚だ金儲の道に於て關係あれ
ば世人速にその迷夢を破らざるべからず

○第二十三條

何事によらず種なくして生ずるものはあらず稻の生ずる
は種を蒔けばあり子の生るゝは父母あればありされば金

儲にもまた種あり種とは何ぞや資本と勢力との二ツ是れ
かり儲此資本と勢力とはかあらずあくては叶はぬものよ
て若し此二ツのなきときは決して金を儲るを能はざるの
みならず此世の中に一日も安泰に住むを能はざるものな
り故に此二ツは我々が身の上にとりて命の親とも頼むべ
きと勿論かれどもたいにかにせん此二ツは兎角失ひ易き
ものなれば常々用心して決して失ふまじとつとむると肝
要なり儲此二ツの種は何故に右様の如く失ひやすきかと
いへば抑資本とは手本金地面家藏等をいふに是等は持主
の心惰弱なるときは直に他人の有歸すると常なり又勢
力とは才能技藝をもつて己が心と身体とをつかふとある
に是等も本人の心が惰弱あれば直に面倒あり骨折なりと

いふ念を生ずるより少しも効なきものもあるあり此の如くあるときは資本も勞力も共に失ひて終には一身を置くべき所さへなきに至るべければ苟も金儲にこゝろさず人は此二ツをあくまで重んじますく大あらしむるやう心掛ると誠に大切なりと知るべま

○第二十四條

資本と勞力の金儲に於て要用なるとは前章に見ゆるが如くなれば此二ツともに所持せざるべからず即ちこれに越したるとあしといへども借資本は容易に得らるべきものにあらず又勞力も澤山金のまうかるほどの才藝はこれを得べからずたゞ手足を働かすまでのとあらは人力車を挽くか土方になるかは身体さへ強健あらば誰にても出来

べければともろれにては金儲といふほどの事には至らざるべしと或は難する人もあるべし成ほど是も一理ある難問あがらしかま資本と勞力とはいづれか片々にても随分足るものなりたどへば親先祖よりの讓物にて元手金が澤山あれば勞力を用ひずとも金をまうくる人世間に夥多あり又學問あるか或は工藝に長じたる人は一文の元手金はなくとも大金持となる事これまた世間にその例少からずされば資本と勞力との二ツの内いづれか一ツを用ゆれば随分富を得べきものなれば二ツを得れば此上に勝るとなしといへども已むを得ざればせめてはその一ツを得たしと心掛くべきことにこそ

○第二十五條

俗に虚言をいふは商人の常なりとかどなへて或はこれを
よき事と心得たる人もなしとせず是れ誠に沙汰の限なり
といふべしすべて何等の職業に拘らず何等の地位を論せ
ず人は信義をもつて本とせざれば決して出世は得がたき
ものあり殊に商人は品物を渡して他人より貴いある金銭
を受取るものあるにその貴重なる金銭の代りとして我よ
り與ふる品物に都合の事ありて済むべきやたとひ一旦
は巧に法律を逃れ人を欺くとも人一人たびこれが詐偽に罹
るときはこれを厭ふと蛇蝎の如く親族朋友にも彼は云々
の奸物ありと語告て決して其者とは取引をささいらしむ
るものあれば甲より乙に傳へ乙より丙に告るに至ては其
家豊に繁榮するを得んやされば一時人を網して儲けしと

思ふは畢竟其身永年の損毛なりこゝに心のつかさるとき
は吾輩は其人を愚かりといふの外おま噫また何をか責ん
や
○第二十六條
手代小者等に用事を命ずるときは前夜いひつけ置たりと
も翌朝又々改めて申附るべし性質の痴鈍あるものは再三
いはざれば必忘るゝものありまして遠方へ使に遣すとき
あどは別しての事なり
○第二十七條
土蔵の内其他雑部屋まで時々掃除して蛛巢などのなきや
うに清淨に整置くべしかくする時は鼠の害もおのづから
少く又雇人等に不心得の者ありて物を盗出すも直に知れ

易しすべて一家の主たるものは物事にこまかに注意すべし是富を得るの要道あり

○第二十八條

商家にて買人もし誤て軒の下より内にて物を取落して破損せしとあらば直にその代りとして新におき品を興ふべしこれを一且賣りて代金ですみし品あれば我關すべしとにわらずとて知らぬ顔にてお氣の毒なりとさへいざさるときは刻薄鄙吝なりとて買人はこれを怨むゆる自然とその店は客足を絶つに至るべしこれに反してこゝろよく我より代りの品を興ふるときは買人の仁愛に服してその後決して他店へゆかず人にもすゝめてその店へ來らしむるゆゑ商業日々繁昌すると請合なり但言に所謂

損をなして徳を取るとは此事なり

○第二十九條

商人は毎日市場に出て我商品の相場の高下を聞取るべし髪結床にゆきても湯屋に赴きても衆人の話に耳を飲て聞定めもし利益となるべき事あらば烈風雷雨をもいとはず直に馳ゆきて取引すべし万人の欲しとて望む金あれば尋常一様の事にては手に入るべからず

○第三十條

洋燈は日の暮るゝを相圖に火を點し毎日かあらず清淨に拭ひみがかくべし洋燈の掃除のどしかぬは薄暮く火口のみ大きくするゆゑ油を費すとおほく損の基なり又わづかの油を吝みて日の暮れしにまだ早しとて洋燈を点さぬも俗

に所謂小欲大損あり日暮の薄暗きときには物を取落して
損するを多く且つまづきて破るとあり又これのみならず
小盗などの駆込來りて物を掠め去るは是等の時刻又多き
ものあれば心すべきとにこそ

○第三十一條

雇人等の器具を破損せしときいたく呵るは心得違あり呵
りしとて一たび破損せし物の元に復すべきにもあらねば
ろの無益あるを恰も鳥の飛去りて後よて銃を放つが如し
あまりはげしく呵るときは雇人等これを怨むゆゑ却て損
のうへの損なりそれよりは平常目をくばりその性質の疎
々かしきものと思はるかねて敷へおくべし

○第三十二條

商人の家にては鉅万の貨幣を累ねるまでは妻に前垂をは
づさしひるとあかれこれをはづす了簡となれば家は己に
傾くと心得べし是は前垂は富を得る基といふにはあらね
どすべての氣持がかく高ぶりてはその家は長持せざるべ
しと思へばありまた年若き妻の店へ出て烟草を喫ひは娼
妓が店を張りし如くにて見ぐるしきものなり堅く禁すべ
し加ふる事を制せざるは全く鼻の下の寸法がのびたとゆ
ゑなりと省るべし

○第三十三條

人は成べきたけ已より年長たる人に交るべし年長たる人
は経験もおほく且多少世上の辛苦を嘗めたるゆゑその言
おのづから我身の教訓となるとおほし若き者と若き者と

のみ相集るときは動もすれば世間無用の事を談じ且血氣
定まらざるゆゑにとかく娼妓買あとの協議に及ぶとあり
五十以上の人ならば大抵此憂はあかるべし

○第三十四條

商人は商賣のために出入するはよけれどもみだりに好で
豪家に交りしは往來するはよろしからず如何とあれ
ば自然と華奢の風を見做ひ己が財産に適せざる真似事を
あすに至るべればなりかくいはし卑屈ありと難する人も
あるべけれど否是は卑屈といふものにあらず全く己の分
限に超ねたる奢侈に流るゝを豫防するものあれば實に人
間の美德なりといふべしこゝに近き例を擧んに吾がかね
て識れるものに財産は乏しけれどもろの職業の性質によ

りては社會にその名を知られし一人あり此者性質はな
かゝる男ゆゑ豫て人は成べきたけ上流社會に交を求むべしと
いふ舶來説を聞き噛り力の及ばん限り傳手をもとめて華族
紳士に交りこしかしこど奔走するうち自然と己もその氣
風に化せられ既に其身も華族名鑑にでも載りしことさ心
持にて黒縮緬の羽織に後押付の抱車に乗りそのうちには
墨堤に花を圍ひ新橋に柳を訪ふといふ贅澤に及びしかば
元々此男學識があるといふよはあくもとより遺練算段の
身上ゆゑ居ると二三年にして忽馬脚を露し追々諸方より
借金取が詰かけ長陣の用意をするといふ手づめの攻撃に
こらへられずしばらく遠國に身を匿し終には身代限を出

したりき此男前にもいふ如く可あり才器もあれば等族紳士の眞似事をさへせざりしからば長く繁昌すべきにその身の分限に超えたる奢侈に傾きしゆる右の如きはかき結果をば得たりしなりされば己が分限を知るといふと家を保つに於て寔に飲くべからざる工夫ありと知るべし

○第三十五條

物を賣るに吊銭等は小兒といへども一錢づゝ數へて町摩に渡すべし禍は細故より生すといふ古語あり是等は小事とおもひ倉卒にいたすより惡漢よりいひかけをもせらるゝなり萬事をつゝしみ郵重を盡すにおいて是人これを侮り得ざるべし

○第三十六條

無益の長話よ夜をふかし油火を費べからず寐るべき時刻にはかあらず褥に入るをよしとす又朝は大陽ととも起出べししかるを我性分にて早起すれば終日氣分悪しをどいひて午前十時過までも起出ざるは全く放縱より起るとにてこれを改めざるときは竟には癖とありてますゝ重くなるものなり夜寐るべき時刻に褥に入らば朝も早く眼が覺めて精神爽快なるべし古來俗に宵ッ張の朝寐坊ととなへらるゝ人にして家産を興せし例はいまだ聞かず

○第三十七條

人より大金を借て商業を營むものは恰も肩輿に乗て旅行するが如し人の肩と足を假りて山川を越しその實地を踏まざるゆゑ險阻卑濕の艱難をしらず故に儉約の心薄くよ

く家業を持しがたし高山に登るもはじめ麓の一步より進み
み亞米利加へ洋行するにも最初は横濱の波止場より出船
するものなれば家産を起すも猶かくの如く己の勞力を厭
はず十圓より百圓となし百圓より千圓とあし段々出精し
て萬金を累ぬるにあらざれば決して長くその家を保つと
能はざるべしすべて遽に儲けたる金は亦遽に失ひやすし
故にたとひ人より金を貸さんといはるゝともよく己
の身の程を考へ百圓の家産ならば二三十圓千圓の身の上
ならば二三百圓ときはめ決してろの程度を超すべからず
人の貨幣をもつて手太き業をあせば己の身はいふも更な
り妻子に至るまで忽氣太くありて日用の事に奢侈を極む
るものなりこれに比しはじめ十圓よりの階級を踏で次第

々々に出世すれば妻子もろの艱難を知れるゆゑ心おこら
すよく儉約を守るべし始先より資本金の多からんを望め
るものは譬へば愚將の大兵を恃むが如したとひ百萬の種
繒を擁し鉄砲旌旗山をつゝみ野を埋むるともその大將た
る者愚にしてこれが指揮を失ふときは何の用をかなすべ
けんや商人も亦かくの如しその始めより資本を多く望む
は寔に商業に拙きものにして年々損毛するとも決して利
益を得るとはなかるべし金を儲るには資本と勞力あかるべからざるよし
右とは趣を異にし己の所有の資本の事をいふにあらす他人より大金を借りて商業を
營むとの非なるを論じたるなれば讀者誤てこれを混するなかれ

○第三十八條

前章は商人の他人より大金を借て生業を營むとのあしき
よしを論せし所あるが是は商人のみに限らず何等の職

業に拘はらすすべて人の家政上に大害を被らしむるものは借金より大あるはなかるべしつらく世の産を破り破廉恥の行あるものを見るに借金の原因するもの誠に少かりず編者は常に負債を恐るゝと蛇蝎の如くいまだ他人より金を借りし事あきゆる借金の苦境を知らざれども或人の説を聞くにも三四人ぐらしの家にて二三百圓の借金をあすどきには一年の出費中その四分の二乃至五分の一はかならずその利息に引去らるべしと語れり是は然もあるべし借金のおそろしきと右の如くなればこれを累ぬるのみにて返すべき手段あきどきはこれがため産を破るに至ると宜ありといふべしされば苟も家産を保んどこゝろさすものはたとひ一時の急に迫るとも必負債を起すとあ

く己むを得ずんば我家財衣服を賣拂ひてその入用を支辨すべし賣たる品には利子の生ずるとあければ後患なく且又何時なりとも金さへ手廻れば直に買整ふる事を得べし讀者よろしく記臆せよ

○第三十九條

大家にては少きとかれども中等以下の商家にては妻も店へ出て夫を輔て客を送迎なすと常なり凡そ家の盛衰は妻に在りといふ中にも別してかゝる家にては妻の關する所大なれば常に妻よ諭告て買人の來るや否直に火鉢を出し茶を興へ笑色をつくり挨拶專一となさしむべし女はすべていさゝかの物を吝みて大利を忘るゝものなれば動もすれば買人の歡心を失ひ易し彼家へ買物にゆくはよけれど

も女房の不平顔を見るのが厭なれば他店にすべしといふ言は屢吾輩の耳朶に達する所ありさなきだに呉服屋の女房は尺が短し穀屋の妻は升が低しと罵らるゝものゆゑかならず小利にあずみて家の衰微を招かざるやう諭し置く

○第四十條

商家にては帚と捕塵子は一日に二三度づゝ執らしむべし別して餅菓子煮豆等を鬻ぐ店の不潔なるときは買人は唾を吐て通過ぐべし又宿家は清潔のうへにも清潔にせされば年來の常主願者も竟には離るゝに至るべし拭掃除もまた商ひのうちと心得よかし

○第四十一條

人家に於て最も重んずべきは簿帳登記なりしかるに世人は誤て此簿帳登記をもつてたゞ金銀品物の出納をしるしは誤る一時の備忘までのみと心得たる輩も少からず是は大なる了簡違ひなり抑簿記法の一國の盛衰にも關するとは此小冊のもとより主とする所にあらざれば姑くこれには論及せざるべしといへども吾輩一身一家の榮枯に於て簿記法は著しき關係を有つものあり夫簿記法はまづ金銀物品の出納を明にして信憑を人に示し昨日の出納と今日の出納とをくらべてみづからこれを省み又その納る所と出る所とをわはせ見て儉約を加へ或は家業をちやめ或はひろぐるの目的を定むべき標準となす等苟も理財上にかゝる事にして一も簿記法に由らずといふとなしされば簿記

法なきときは何によりて一家の財産を保つべけんやし
るを下の家の部に属する人は精密なる簿記法はいふ
まであく世にいふ小遣帳さへつけざるもの少しとせず
の如きはその家産の振はざるに當然ありといふべし人
もし此事に注意せんに富を得るに於てかならず大なる
効驗を得るとあるべし思ふべきことにこそ

○第四十二條

商業を營むにその近邊の賈人に品物を貸すときはその代
金を償ふまでは其人再び物を買ひに來らざるとあり是は
さきの代金を償はず後の品を現金にて買はんとするときは
よはろの金をさきの代金に取上られんかとの心配よりし
てかく再び來らざるあり斯の如くある時は先の代金を受

取ざるのみならず又後の商ひをもあさず損のうへの損と
あるゆゑ先の代金は早く棄て再び來るやうに計らふべし
是を商賣上の機轉とはいふあり借始めの損は俄に取戻さ
んと思ふべからず其人と長く商ひをなすうちには自然と
我手にかへるものなりと心得べし

○第四十三條

子産といへる支那人の語に父薪を折れども其子これを負
わすといへり是はその父は家道に刻苦すれどもその子は
怠る事をいへるにて和漢古今の人情かはるとなし始て家
を起す者は手足に胼胎を生じて勞苦をいとはず妻は日夜
樽を脱すことなく人來れば烟盤を供し茶をすゝめ履物まで
ろろうれども其子は最早一室に座し嫁は衣裾地に曳て客

どきは我も遊び酒を飲めば我も飲み肉を喰へば我も喰
どきは我も人も同様あれば一生貧乏なりと悟るべし

○第四十五條

諸物の價は天下の相場大低おなじきものあり法にはづれ
下直なるは贖物か又は不正物か此二ツのうちを出づべか
らすこれに心つかせ蓋に買入るゝは畢竟貪慾の念より起
ることにて後には却て大損とあるべし大欲は無欲に似た
りといふ法語は一日も忘るべからず

○第四十六條

家屋の壯麗を好むは人情の常ありといへども借金して大
家巨屋に住むは愚のはあはだしきものなり他人より金を
借受て買入れ若くは新築したる家はこれ我所有にあらす

即ち他人の家あり何なればその借りたる金を返すときは
その家を賣らざるを得ざればあり他人の家に住み外貌を
いかめしく飾りて何にかせん經濟の理に通せざるものと
いふべし戒むべきところ

○第四十七條

商人の店は狭くては客足つかずとて瘦我慢にて廣大に飾
るものあり是又山師の玄關とて智者の笑ふ所ありたとひ
店は狭くとも品物を精撰し直を人並より幾許か安くせば
買人争て市をなすべし殊に店は狭くして品物充れば賑は
しくして盛に見ゆれども間口の狭く壯麗にても品物少
ければことさら目だちて寂しく山寺の本堂の如く四邊を
見まはすばかりあるときは自然と買人來らずますく寂

實を極むるに至るべしさりあがらそれにても差支あし我
は偏に店の廣きを欲するなりといふ人あらばろは山師の
了簡あり吾輩また何をかいはんや

○第四十八條

他人の金を借て巨宅に住むまじき事は前よりいへるが如く
なるが是は家屋のみに限らず衣服器具等もみあこれに准
すべし例へば呉服屋へ代金を拂はず借金よて仕立たる衣
服は我衣服にあらささびしく催促せらるゝ時は賣拂ひて
もその代金を償はざるべからざるゆる是れ即ち呉服屋の
衣服を借て着たるなり又器具調度とて皆これに同じ料
理屋魚屋より通帳で取る食物も三十日にありて償ふべき
代金の目的あければ決して口にいらても旨きものにはあ

らざるべしこれにつきて教誡とあるべき一條の昔話あり
支那の王孫買といふもの齋といへる國に仕へて富貴を得
たり其母誡めて汝決して馬車衣服を借るとあかれといふ
王孫買答て某が碌は千室の邑を得て車も百乗ありされば
富ざるにあらす何の不足ありて人より馬車衣服を借りや
さんやといひければ母又曰くさらばよし我つらゝ今
世の士大夫を見るに馬車衣服の外一切の器具すべて掛
買にて商店より取りてこれを用ひざるなし然る時にはそ
の代金を拂わぬうちにはみあ商人に借るにあらすやといひ
しかば王孫買これを聞て大に悟りその後馬車もその直
を償わぬうちは決して乗らず衣服も商店に一錢たりとも
不足のうちには曾て着ざりしとぞこはろの清廉を稱すべき

のみならず富を得んと心掛る者のよく味ふべき一話にこ

○第四十九條

養生は万人の守らざるべからざるとはいふを待たれども
富を得んとする人には別て肝要の一事たりといふべし故
に平生自分の身を大切に守り大食寐冷等をはじめとして
苟も健康を害すべきことは決してあすべからず況てやそ
の身虚弱なるか若くは流行病等のある時はよく衛生
の道を怠らざるやうに心掛くべし何あれば何程平生働き
のある人にては病にとりつかれては其働きをなすに能わ
ず居食とて金錢を取らず遺ふのみなればたとひ多少の
貯金はありとも忽ち遺盡すに至るべし入と出るとにて

てはその損毛一方ならぬとありりれも多分の貯金ありて
二年や三年は臥て暮すを得れば然までの差支にも及ぶま
じければ俗にいふ有さうでさきものは金なれば中々二年
三年といふ長い籠城はつかす遂には家財衣服を典賣し
て糊口を凌ぐに至るこれを賣食といふ借此賣食といふも
のも限りある家財衣服を賣りて毎日消てしまふ所の食物
の代とあすとなれば迎も永く續くとかなはず果は妻子を
路頭に迷はしむるに至るべしこれに反しろの身無病息才
にて間斷なく働くとを得るときはたとひ其日の収入錢は
多からずとも今日十錢をのこし明日二十錢を貯へるとい
ふが如く漸々積でゆくときは諺に所謂塵積で山となるど
て五六年を経るほどにはその貯蓄高また莫大なるとある

へしされば常に煩はぬやうに用心するに如くはなし故に養生は富を得んと欲する人の肝要なる一事なりとはいふ
かり讀者よろしく玩味すべし

○第五十條

およそ妻を迎へんとするには前の以前に於てまづ已に適當したる職業を擇みよくこれを成し遂げ又よく妻子を養ふに足るべきを待ちこゝにおいて始めて婚姻を行ふべき
ありすべし妻を迎ふるときは獨身の時分とは事かはり生計並に交際上は一變革を生ず一段の費用を増すものあれば決してなほざりと思ふべきにわらずしかるにいまだ一家の生計を立つべき職業をも習はざるに一旦の情慾に迫られて配遇を求むるときはたゞ家道のため又不利を生ず

るのみにてはなくこれが爲めに一生を誤ることもあしとせずたゞへば妻子を養ふに足るべきほどの職業をも習はざるに俄に妻を迎へ子を擧て家計の立がたきより不良の心を生じ財を盗み人を害する等の例は世間随分少からざる所ありされば妻を迎へんとせばまづ己の身の上を省みて借後にその事に取掛べし決まて勿卒に附すること勿れ

○第五十一條

衣類はあまり甚しく汚れざる前に洗濯すべしまかるに動もすれば屢洗濯するときは衣服の原料をよわくし持方わろしとてこれを拒む人あり是は其身の懶惰をかざる遁辭にて決して眞の經濟にかゝひたることゝはあすべからず何なれば洗濯を怠りていたく垢染さするときはこれを洗

ふに甚しき時間を費し且又いたくこれを揉みこすらざれば垢をおとすと能わざるゆゑその原料をよわくすること
は屢洗濯するよりも却て甚しかるべしさりどて原料をよ
わくそまじどて垢を生落しするのみにては洗濯したる甲
妻あければ衣服の長着はどにもかくにも大損ありと知る
べし

○第五十二條

飯は家内の人数に應之小勢ならば一日分(即ち三度ふり)大
勢あらば一度分若くは二度分を炊くべしされども右の如
くするも臨時に客あるか又は家内擧つて力仕事あを
しこれかため不足するとなしとせず然る時には速に二
度炊をなすべし二度炊は薪が損なりとて往々酢蕎麥切ら

ぞを食物店より買來りて補足となす人あれども是は眞の
算計を知らぬものといふべし例へば三人分飯の不足とそ
れば此追炊は一升五合あらばいかほ大食のものたりと
も充分なるべし此一升五合の米の代は十二錢と薪五六本
の價ありしかるに右の三人が蕎麥切酢等を食ひて一飯の
代りどせんには三十錢(一人前十錢あたり)の品を食ひたり
ども充分飢を凌ぐには足らざるべし是はもとより然もあ
るべき筈にて決して蕎麥切酢等は飯に當べきものよあら
ざればありされば是等の理に似て理に當らざる愚説は富
を得んと欲する者の耳朶にだに觸るゝとあくして可あり

○第五十三條

一家の經濟は臺所に在りろの家の盛衰を知らんと欲せば

まづ臺所を見よとは西洋の一經濟學者の説く所ありされば荷も富を得んと欲するにはまづ臺所の細則より創定せざるべからず吾輩は今この注意を促さんために十數項を左に列記す

一消炭は炭を補ふべきの効用あり且いろぎの用に適するところこれに勝るものあることなし徒に燒棄て灰とならしむることあかれ

一蠟燭は鼠に咬まれざる處にたくはへおくべし又これを火鉢の抽斗にいれおくはよろしからず必火熱を避けよ

一礮石は低き處におくべし棚にあぐるときは落て破壊るゝ恐れあり又これを鉄槌のかはりとなすは以ての

外のことなり

一雨後にはかあらず傘をひろげて乾すべし濡れたるま

ゝしほめて横に赤しおくは破損のもとなり

一又雨後には足駄並に前香の泥をも洗おとして日に乾

すべしかくせざれば一足のところを二足も買わざれば

用をなさず

一桶類はたどひ洗ひたりとて日に晒すべからず破羅々

々に破壊るゝものあり

一手拭雜巾の類は濡れたるまゝを棄おくべからず保ち

方はなはだ悪し

一火鉢の火はかあらず叮嚀に埋おくべし火をつぎばあしにして鉄瓶の湯の沸溢るゝをも知らざるは不注意

の至なり
 一 臺所には上草履を備ふべしこれを缺くときは疊の汚るゝ憂あり
 一 佛座子は時々紙を取換るべし中の竹をあらはすときは
 一 障子の紙を破りやすし
 一 漆器に水をいれおくべからず漆のはあるゝものあり
 一 又洗ふとて水に長くつけおくもよろしからず
 一 飯桶の蓋をとりばおしにすべからず夏は箔蓋を用ふるをよしとす木蓋に穴をあけて氣をぬくは猫や鼠に大養應をあすものあり

○第五十四條
 日用の品を賒買するは生計上に大損ありすべて賒買はそ

の價高くして品柄よからぬものあれば必現金を以て買入るべし且掛買するときは眼前に金の出ぬことゆへ知らず識らず不急の品又は奢侈に属する品物を買入るの憂あり

○第五十五條
 家内和合せざれば万事に損失のみ多く儲かるべき金もまうからず費さずとも濟む事までも餘分の費の立つものありされば金の日に儲かりますへ繁昌に赴家にては夫婦親子かならず和合し其運の衰頽に向ひたる家には喧嘩の聲多しと知るべし

○第五十六條
 買物をなすにはたとひ些少の品ありとも必その品物の精粗を見わけて人に欺かれざるやうよあすべし世の小利に

迷ふ商人はた己の口辨にまかせて悪き品をもよしといひて賣つくるものあれば動もすればはめらるることあり假令跡にてろの事を掛合ふども人を欺くほどの賄物あれば左の右のといひぬけて到底そのうちに何ぞでお理合をいたしませうと遁るゝとろの常あれども借かゝる狡猾者がこれは先日埋合なりとて無價にて品物を我におくるか又はろの代價を減じたる例はあらず却て彼が心中に立入て見ればに欺得てこゝろよかりしと喜ふならん豈に注意せざるべけんや

○第五十七條

商家よては毎日午後七八時を限りその日の賣溜金を計算し帳簿をしらべ終り主人その金を藏むべしそれより後に

賣りし代金は翌日の部に組入るべし是も夜を主とする店にては餘儀なく午後十一時十二時にいたり賣溜金を計算せざるをも得ずといへども然なくば前の如くに晝のみにて締切るをよしとす

○第五十八條

一日の用事済みし後は妻子雇人を休ませ主人自身に家中を隅々まで巡見し火の元をいましめ臺所は茶盆其外取乱したる物を片附おくべし盜賊のうかいひのぞくにも家内乱雑あらず叮嚀にいたま置けば嚴密なることと思ひみだりに捜すことを得ず又一切の家具常に有べき處に片附おくときは火災盜難の時も妻子にいたるまで躓き倒れず敢て狼狽に狼狽をかさねざるものなり又雨戸を閉てもまた

障子を閉おくべし盜賊も兩度に氣を奪はるべし借右の諸
事濟みし後しづかに縛に就き天明を待て起出ることと定
めおくべし此事を治むる職分ゆゑ勤めずしては叶はず
とおもはれ最初はすこしく大儀のやうにも思ふべけれど
後々は常となりて何の苦もなきやうになるべし

○第五十九條

日用の品を買ふにたいみだりに價を減かするをもつて買
物に巧なりとはいひがたし其時の相場を知り相當の價に
て買入るゝを眞の買物上手ありとすしかるにねぎらねば
高い物をはめらるゝ如く思ひ出入の商人にいつも價を減
さするは無益の時間を費すのみならず却て時として損
をすることあり例へば魚商あどに毎度價を減さするるとき

はいつも彼家にては價をねぎるあれば此鯛は五十錢が賣
直なれども六十錢と掛直すべしとて十錢をかけていひお
き遂に普通直段の五十錢にまけて去るを買者はかくと心
づかず廉物を得たりとて手効におもふは愚もまた甚しと
いふべしされども是はまだしも己の好にて無益の時間を
費すまでとすべけれど時の模様と己の見込違ひにて右
の鯛を五十五錢につけてまけられなば全く五錢だけ人並
より高き價を拂ふなれば實に損得を知らざる不了簡なり
といふべし戒むべきとにあらすや

○第六十條

商家にては主人たるものいかほど我家業を勉強するとも
番頭手代等その人を得ざれば商業決して振はず動もすれ

ば雇人等の性質あしきもの、多きがため、其家を傾けらるゝことありされば番頭手代の善悪は主家の盛衰に係るものあるゆゑ、苟も家を興さんと欲する人はよくその性質品行を視察せざるべからず、よろしく下の數條に説く所を記憶すべし

○第六十一條

番頭手代等は酒を好むものを置くべからず、万事に脱漏なく、伶俐なりといへども酒の一癖あるときは事を誤ることおぼし

○第六十二條

備人等の内に在るときは温順にして且信實なるがごとくに見ゆるも外に出るときは思ひの外によからぬものあり

大抵性質のあしきものはと主人には巧言令色をもつて、陥ふものを知るべし

○第六十三條

外に出て通人なり色男ありと他人に寝めらるゝ番頭手代は主人の爲にならざるもの多し、通人とか色男とか呼はるゝには多少金銭を遣はされば此綽號を受るを得ず、番頭手代はもと限られたる給金を主人に受る身分にて此綽號を買ふべき資本金のあるべき筈、あしこれを思へば油斷のならぬとなるかな

○第六十四條

主人たるものは番頭手代を親愛して我手足の如くに思ふべし、されども寵愛に過て權威を假すとなかれ、遂には家の

毒虫とあるべし

○第六十五條

同業其外の主顧者と取引をなすに番頭手代たゞ我手効に
 せんどて掛金を刻剝に取たつるものはちよつと思ふとき
 は吾爲にもよろしきやうに見ゆれおも其家決して長く持
 すべからず我家の長久あらんを願はし事を害はざるやう
 寛猛宜きを得て取引をあそものを使ふべし是れ我家の基
 礎あり昔織田右府羽柴秀吉をして美濃を攻しむ秀吉宇留
 米の城主大澤四郎右衛門に降参をす、先て連來れり右府
 これを殺せよと命じたれども秀吉これを聴かず早く四郎
 右衛門を遁し、かは是より敵の仁徳に服して美濃一國
 手に入りしとぞ番頭手代の取引をあすも亦これにおなじ

かるべし

○第六十六條

すべて雇人を遣して人に貸金を責むるには口を待ます足
 をもつて催促せしむると肝要なり返さんどもふ金も悪
 口馬書等をもつて辱めらるゝときは其人怒て渡さずこれ
 に反しいつも温言をもつて己の迷惑を告らるゝときはそ
 の度々空手にてかへさんこの氣の毒なれば苦しき算段
 をあしても返すものありかゝる時は交際をも破らす我も
 こゝろよかるべし事前章と大同小異なれども世人の動も
 すれば注意を失するとなれば重複をいとはずして記すに
 こそ

○第六十七條

番頭手代の善悪は其本主人にあり故に主人の行状正しければ番頭手代もおのづから端正の人となるべし其本亂れて末のをさまるべき道理あければ主人たる者しきりに花柳を狂ひ夜泊り日宿りをあすに於ては番頭手代が圍物々らぬをあすとも主人はこれを責むるを得ず見て見ぬ態をするときは又其手代の下に属する丁稚小僧の如き帳場の錢をくすねて買食をなし稍年長けたるは柳下に十錢の春を買ふもあるべし一家既に此の如くあれば其家豈に繁榮を期すべけんや滄浪の水清まは我纒を洗ふべく濁らば我足を洗ふべし水濁るゆゑに人に足を洗ふるさかり戒むべし戒むべし

○第六十八條

豪家の亡るは其身逸樂にして淫を貪り酒に酔て早死をいたし其子の幼少にして寝癖は姪乱か若くは放縱にて親族と交を絶ちこれより種々の事出来して亡るものなりさればかねて右用の淫酒に耽るとあきやう身を慎みたるうへにも長壽を得べまどの空想みをあさす豫め嚴に家法を立且内に老實にして物の役にたつべき一人の居宰を抱へおき存生中より萬事を托しおくべし此事家の繁榮を望むものゝ努おろろかに思ふまじきことぞかし

○第六十九條

日用の品を小買するは損なり必るの價は三分の二ぐらゐにてあがるものあれば直又問屋より買入るべしと説く人あり成程問屋より多量の品を直買するときは小賣商の利

得とあるべき報勞代をはぶくの道理にて小買よりは價安
く且手敷を省くべしといへども是も其人と其物とに因て
はあかがらに徳とのみいふべからざるべしその不利大卒
左の如し

一 野菜魚肉類は腐れやすし決して多く貯ふべからざれ
ば小買の方便あり

一 米道薪炭等は時により相場の高下はなはだしくある
ものなればよくろの相場を見定めたるうへからでは
却て損をなすことあり

一金に乏しき人が俄に小買を廢せんとするには借金を
あして問屋より買入れざるべからず借りたる金には
利息のたつものなれば小賣人に儲けらるゝよりは却

て幸きことあるべし

一 經濟にうとさ人は家に多くの品を貯ふるときはこれ
を費すこと意の如くなるまゝに節儉の法を案してみ
だりに費すとあり婦女には此癖尤も多し

一 性質懶惰なる人は日々需用品を買ふの資に促さるゝ
ことあきゆゑ眼前多量の品物を貯へあるを見て是さ
へあれば大丈夫ありとて今日は明日はと職業を怠る
の恐あり

一 酒を嗜む人は必多量の樽を積むべからず有るにまか
せて度を過しやすし

以上論ずる所を見て吾輩の説のまた妄あらざるを悟べし

○第七十條

己家屋を有せず他人所有の家屋を借りてこれを住居と定
め毎月その借料を拂ふこれを借屋といふ夫家屋を有して
これに住するは人の分にしてこれがために快樂を増進す
ることもとよりいふを俟すといへども其人の地位時期と
職業財力とのいかに由りては經濟上また此借屋をもつ
て利あしとせず金を得んと欲するもの、亦心得べきとな
り借借屋の利といふは何ぞといふに第一は財力の乏しき
人にして家屋を買ふときはこれがために借金をあざむる
べからず此借金の利息を拂はふと借屋料とは反て借屋料
の方廉なるとありされば借金を負はんより人の家屋を借
るの心安きに如かず第二は家屋には火災といふ大難あり
もし火災に遭ふときは他の家財とは懸かはり持て逃ると

能はず空しく灰とあすに於ては其資力僅に一屋を買ふに
足るぐらゐの餘財なき者はこれがため財産を失ふとあり
第三は商業に適する地あり或はしからざる地あり其職業
の確定せざる人は折角買ひたる家屋をも己の都合により
ては忽ち賣拂はざるを得ず俄に賣るときには多少の損毛
あり故に職業の定まらざるうちは家屋を購ふべからず借
屋あらばいかやうに移轉するとも然までの憂なし
右の如く借屋に就ては三ヶ條の利ありされば歐米各國の
都府にて商業の盛なる地は中等以下の商人の借屋に住す
る者多しと以て吾輩の言の理あるを証すべし讀者吾輩の
説の耳に慣れさればとて斥ること勿れ
世の少年達に吾輩は傳授料もかく金を儲るの秘傳七十ヶ

條を教へたれば此傳授を守り飽まで力を盡して一家を興
さんと圖るときはたとひ今日は貧窮ありとも富有の身と
ならんは日を數へて待つべきあり福徳圓滿家運繁昌の神
符は此小冊の中に在り守るべし〜あなかしこ

利致 金儲金ため百ヶ憲終

附 録

金はたゞ儲けたるのみにて溜ることなければ畢竟其
働きも無益に属すべし総じて金銭は儲けたらば必溜
めて子孫の計をあすべきものどす吾輩は既に上巻に
於て金まうけの秘傳七十ヶ條を述べたれば今又金溜の
心得書三十ヶ條を敘し併せて百ヶ條の數に充んとす
世人果して上巻を讀てよく金を儲け而して下巻の説
く所に遵てよく得たる所の金を溜ることあらば是れ
吾輩の深く欣喜して措ざる所にこそ

無益の事ありと思はゞ決して財囊の口を開くことあかれ

- 第七十一條
- 第七十二條

家産は一厘一毛をゆるがせにするより破るゝものど知るべし

○第七十三條 光陰は金あり一分一秒も輕ずるとあかれ

○第七十四條 吝嗇と節儉とを誤りて人に譏られまじとて遺ふまじき處に金を費すことなかれ

○第七十五條 信義を堅くせざれば永く家産を保つこと能はず

○第七十六條 節儉を守らんよりも先奢侈の心を禁すべし

○第七十七條

時行の衣服を人よりも先に着るは身代限の招牌なりと知るべし

○第七十八條 百万圓の身代となるとも一圓の身代の時の事を忘るゝなかれ

○第七十九條 人に依頼するの心は家屋を亡すの劍なりと思ふべし

○第八十條 馬車に乗らるゝ身代さらば人力車に乗り人力車に乗らるゝ身分ならば徒歩にて行くべし

○第八十一條 遊興を勤むるものあらば馬鹿なり頑固物ありと嘲けらる

るども速に逃て歸るべし

○第八十二條

富みたりども妾を著とあかれ

○第八十三條

禍はすべて酒と色とより來るものと知るべし

○第八十四條

己の嫌ふ所を先にし己の好む所を後にするは禍を轉じて
福となすの妙法なり

○第八十五條

衛生に益ありとどあへて滋養にもあらざる美食を食ること
とあかれ

○第八十六條

山師には一圓の金をも貸すとなかれ己むを得ざれば是れ
を與へよ

○第八十七條

貨幣をして弗匣の底に腐らしむることなかれ(運轉して利
益を生ぜしむべきをいふ)

○第八十八條

利を思はんよりは費をはぶけよかし

○第八十九條

家産は預り物となして己が物と思ふなかれ

○第九十條

意を得て喜ぶべからず

○第九十一條

酒食の友を近つくることあかれ

○第九十二條

賞牌は得がたきも身代限の牌は貼やすし

○第九十三條

いかに價廉きとも無用の品は畢竟高きものと知るべし

○第九十四條

玩物は金を喪ひ併せて志を喪ふものあり

○第九十五條

我よく金を儲るに長たりと誇るとなかれ誇る心の生ずる

瞬間は即ち失はんとする瞬間あり

○第九十六條

破産は臺所の隅より起る

○第九十七條

金錢は他人あり金權と女房は假にも人に貸すあかれ

○第九十八條

人若き時困苦せし事ありて終身これを忘るゝとあければ

再び困苦なかるべしといへども喉元過て熱を忘るゝ時は

第二の困苦忽ち來らんとす

○第九十九條

禍あさうち禍ひを慮かれれば終に禍ひなかるべし

○第一百條

浪費は儲の如しよく家産と身とを削減するなりろの鋭

利を選しふせしむるあかれ

少資利殖 金儲金ため百ヶ條終り

(一)

日之丸に日飲くな忠文堂に悪書なし

●神秘術研究學會編著

神秘 靈動 忍術仙術氣合術實習書

約三百六十六頁
正價金五十錢
送料四錢

●大日本武道獎勵會編著

殺活自在 柔道劍道早學び

約三百六十六頁
正價金六十錢

●神秘術研究學會著

感應自在 催眠術實習全書

約三百六十六頁
正價金五十錢
送料四錢

●帝國相撲協會編著

四十八手圖解 相撲必勝法講議

約四百三十六頁
正價金一百六十六錢
送料六錢

發 行 所 東 京 市 神 田 區 小 川 町 四 十 一 番 地 忠 文 堂 廣 告 部 口 座 東 京 一 七 三 五 七 番 香

(二)

日之丸に蝕くな忠文堂に悪書なし

●大村清友先生編著

政談學術
祝辭吊祭
演說雄辯是
さいあれば

●心理研究學會編著

學生
必携
記憶術實習全書

●大日本教育學會編纂

小學校
卒業生
志立之顧問

●東京學生俱樂部編纂

立身之
大東京
現今無學資成功法

約三六
正價百三十
送料四錢
頁版

約三六
正價百三十
送料四錢
頁版

約四六
正價百六十
送料四錢
頁版

約四六
正價百六十
送料六錢
頁版

東京市神田區
小川町一十四番地

忠文堂

東京市神田區
小川町一十四番地

(七)

日之丸に蝕くな忠文堂に悪書なし

●牧野法學博士序 中平法學士編著

普通文官
裁判書記
受験要義

●牧野法學博士序 中平法學士編著

警部
看守長
考試要義

●牧野法學博士序 中平法學士編著

警部・裁判所書記
看守長・普通文官
問答要義

●日本警務學會編

巡查受験準備全書

約三五
正價九百
送料十圓
也頁版

約三五
正價貳圓五十
送料十錢
頁版

約三五
正價貳圓五十
送料四錢
頁版

約四
正價壹圓五十
送料十錢
頁版

東京市神田區
小川町一十四番地

忠文堂

東京市神田區
小川町一十四番地

(二)

日之丸に蝕くな忠文堂に悪書なし

●大村清友先生編著

政談學術
祝辭吊祭
演說雄辯是
さいあれば

●心理研究學會編著

學生必携
記憶術實習全書

●大日本教育學會編纂

小學校卒業生
志立之顧問

●東京學生俱樂部編纂

立身之
大東京
現今無學資成功法

約三六
正價百三十
送料金五十
錢四錢頁版

約三六
正價百三十
送料金五十
錢四錢頁版

約四六
正價百六十
送料金四十
錢四錢頁版

約四六
正價二百三十
送料金八十
錢六錢頁版

發行所

東京市神田區

忠文堂

振替口座東京
七三七一番

欠

(七)

日之丸に蝕くな忠文堂に悪書なし

●牧野法學博士序 中平法學士編著

普通文官
裁判書記
受驗要義

●牧野法學博士序 中平法學士編著

警部
看守長
考試要義

●牧野法學博士序 中平法學士編著

警部・裁判所書記
看守長・普通文官
試驗問答要義

●日本警務學會編

巡查受驗準備全書

送正約三
料價九五
十圓百頁版
錢也

送價約三
料貳圓千五
十圓百頁版
錢

送正約三
料價二五
四圓百頁版
錢

送價四菊
料壹圓百
十圓百頁版
錢

東京市神田區 忠文堂 發行所
小川町四十一番地
振替口座 七三七一
京番 七五七一

欠

日之丸に蝕くな忠文堂に悪書なし

●水野前内相序文 海外植民學會編

青年海外渡航準備全書

●川口義久博士序 大村清友先生著

社交國民禮式須知

四六版
約二百八十頁
正價金九十錢
送料六錢

四六版
約二百六十頁
正價金九十錢
送料六錢

●謹告

- 一、送料の外に金七錢御送金下されば書留にて急送します
(二度に何冊の御注文でも書留料は七錢てよろしい)
- 二、郵便切手代用は一割増の事
- 三、居宅代金引替は別に實費貳拾錢申受候事
- 四、局留代金引替は別に實費拾五錢申受候事

發行所 東京市小川町四十一番地 忠文堂 振替口座東京五三七七番

大正拾一年二月十五日印刷
大正拾一年二月十八日發行

非賣品

出版業開始希望特志者ノ爲メ發行

版	復製及 轉載 嚴禁	所
權		有

編輯兼
發行人

大村清友

東京市麴町區飯田町五丁目三十六番地

印刷人

山本三郎

東京府下巢鴨町向原三三八四番地

發行所

東京市麴町區飯田町五丁目三十六番地

案文社

振替口座東京五三九二番
電話九段二五七七番

少資
利殖

印刷家出版家養成講義録

會員及
組合員
大募集

印刷出版の二業は社會文化の魁にして、又金錢利殖の最善の道なり。されば世の起業及び投資家は斯業に著目すべく、而して先づ本講義録に就いて開業に必要な十分の修養を爲すこと肝要なり。規則書無代進呈す。又案文社組合員と成つて、右講義録發行より生ずる利益金の配當を受けんとする者は、別記申込規定に依り至急申込むべし。

東京市麴町區
飯田町五丁目三十六番地

案

文

社

振替口座東京五三九一一番
電話九段二五七七番





終